

1 子育て支援施策の充実・強化について

【提案・要望事項】

我が国の少子化は深刻さを増しており、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題であり、「こども大綱」や「こども未来戦略」に沿って地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいる。

本県においても、少子化局面の打開に向けた取組みを進めてきた結果、令和7年の県の人口移動調査では、出生数の減少が下げ止まりの傾向となるなど、一定改善の兆しが見られるところであるが、こうした流れを確実なものとし、少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力に推進していく必要がある。

については、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。

① 出生数反転に向けた財政支援

地域少子化対策重点推進交付金について、施設等の整備も含む子育て支援のための環境整備を対象にするなど、引き続き、本交付金の拡充や、運用の弾力化（複数年度にわたる同一事業の対象化）の継続を図り、減少する出生数を増加の流れに反転させるために地方自治体が独自の少子化対策を安定的に行えるよう十分な財政措置を行うこと。

② 妊娠・出産の願いに寄り添う支援の充実

本県を含む多くの自治体では、治療を希望する方が経済的な理由から治療をあきらめることがないよう、不妊治療への保険適用後においても、自己負担額を軽減するための独自の助成を行うことで多くの方々に利用されているが、一方で財政負担が増加しており、国において自治体への財政的支援を講じること。

また、国において検討している出産費用の保険適用による無償化については、出産を望む当事者や産科医療機関、地方の実情を十分に踏まえ、丁寧に検討を進めるとともに、無償化される分娩費の額の設定については、経営難に陥る産科医療機関が発生するなど、地域の周産期医療提供体制に影響が出ることのないようにすること。

③ 子ども医療費助成の国における制度化

本県では、県内すべての市町と協調して、所得制限や自己負担なく高校卒業まで医療費無償化を行っているが、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

④ 保育人材等の確保

保育所等や放課後児童クラブについては、配置基準改善や「こども誰でも通園制度」等への対応やこども1人1人に十分に関わるための人材確保が必要である。

特に、保育士の人件費については、令和6年度に10.7%、令和7年度に5.3%のベースアップが図られ、令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査における15大産業の平均の賃上げ(4.4%)を上回る改善が見られるが、令和7年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士の給与月額(22.6万円・勤続8.2年)は全産業平均(34.0万円・勤続13.2年)に比べ約11万円低いこと、特に、新規学卒者の初任給についてみると、保育士の初任給(240.6千円)は全産業平均(大学卒262.3千円)より2万円以上低く、近年の新卒初任給の上昇に伴い、その差額は年々拡大傾向にあることから(R4:9.1千円、R5:18.9千円、R6:21.5千円、R7:21.7千円)、保育士等が給与面においても魅力のある職となるよう公定価格の抜本的な見直しによる一層の処遇改善を行うこと。

また、国において、保育の現場や保育士等の仕事の魅力についてより一層積極的に発信するとともに、地域における保育人材等確保のための取組について、補助額の引き上げなど財政的支援を充実すること。

⑤ 学校給食費の無償化

小学校段階(公立)を対象とした「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)」に伴う都道府県負担分について、引き続き、地方の財政運営に支障が生じないように、国において責任を持って恒久的な財源を確保するとともに、今後の食材費上昇等も含め、国費と地方財政措置が確実に担保されるよう法律等で制度的に担保すること。

また、中学校段階における給食費の負担軽減についても、早期の実現に向けて検討を進めること。さらに、特別支援学校の幼稚部及び高等部についても、その対象に加えるよう検討を進めること。

⑥ 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進

妊娠・出産や育児等と仕事との両立などを可能とする短時間正社員制度について、事業所での導入が進むよう、国の「キャリアアップ助成金」において、新規採用等の場合も助成対象とするなど、支援制度の拡充を図ること。

また、国では、令和7年4月から出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当に引き上げたが、男性の育児休業取得を促進するには、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引き上げとなるよう制度の拡充を行うこと。

⑦ 高等教育の修学支援新制度の拡充

大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準の緩和を図るとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。

⑧ 病児保育事業に対する財政支援

病児保育事業はその性質上、子どもの急な体調の変化や感染症の発生状況等を見込んだ人員・設備の整備が必要であるものの、利用児童数が想定を下回ることや当日キャンセルが発生するなど、事業経営における不安定要素が多く、実施事業所あたりの平均収支は赤字となっていることから、事業所の安定的な運営につながる十分な財政支援を行うこと。

【現状・課題】

① 出生数反転に向けた財政支援

- 少子化の局面を打開し、出生数増加へ流れを反転させるための支援制度として、「地域少子化対策重点推進交付金」等による支援制度がありますが、十分な予算を確保するとともに、長期的な視点を持った事業の継続実施が可能な財政的支援が必要です。

なお、本県では、店舗等に対する子育て支援のための環境整備への補助制度を創設しましたが、施設等の整備に対する補助事業は地域少子化対策重点推進交付金の対象になっていません。また、結婚支援センターの運営費については、令和5年度からセンターの設置時期に関わらず本交付金の対象となっていますが、引き続き、事業継続のため財政的支援が必要です。

② 妊娠・出産の願いに寄り添う支援の充実

- 不妊治療は個々の状況を踏まえて治療法が選択されていますが、保険適用により選択の幅が狭まってしまうことや、助成廃止により自己負担額が増えるケースが生じることのないように、本県では、保険適用と先進医療を併用する場合の自己負担や、保険適用による3割負担が、助成制度時の負担を上回る場合に、自己負担額を軽減する制度を市町と協調して創設・実施し、多くの方が利用をしています。こうした自治体独自の助成制度を継続して実施していくための財政的支援が必要です。

- また、県内においても、出生数の減少に加え、昨今の物価高騰や人材不足により、特に診療所などの小規模の分娩取扱施設が減少しているほか、高度な医療を担う周産期母子医療センターにおいても赤字運営が常態化しており、国の運営費補助額も当初の内示額を下回るなど、病院経営の大きな負担となっています。出産費用に係る給付体系の見直しにあたり、妊産婦の経済的負担の軽減だけでなく、分娩取扱施設の経営実態にも配

慮し、分娩扱施設が将来にわたって安全な出産体制を維持・継続できる制度設計とすることが必要です。

③ 子ども医療費助成の国における制度化

- 本県では、独自の子ども医療費助成制度を設けて市町への補助を行い、市町との協調により、令和5年8月から、県内すべての市町において、所得制限や自己負担なく高校卒業までの医療費無償化を行っています。国においても、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設する必要があります。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が必要です。

④ 保育人材等の確保

- 令和6年度から行われた3歳児、4・5歳児の保育士配置基準改善や、令和7年度からの1歳児の配置改善加算、また、令和8年度から本格的に実施される「こども誰でも通園制度」への対応など、保育人材が必要とされる制度改正が続いています。

また、待機児童数が減少してきている保育施設に比べて、放課後児童クラブでは、利用ニーズの高まりから、待機児童数が高止まりしている状況にあります。

- そのようななか、障害やアレルギーを持つ子ども等、特別な配慮が必要な子どもへの対応など保育士等に求められる役割は増加しており、現場の職員への負担が増えています。

子どもたちの保育施設等での生活は、子どもの心の成長の基盤になるものであり、一人一人への関わりが重要であるにも関わらず、人手不足から十分に向き合えない状況も生まれています。

- 本県では、保育士人材バンクや保育学生修学資金貸付等の事業を行い、保育士等の確保に努めているところですが、近年、保育士養成校への進学者が減少し、また、保育士養成校を卒業しても保育施設等に就職しない学生が増加しています。潜在保育士についても、求人を行っても応募が少なく、保育人材の確保に苦慮する保育施設が増えています。放課後児童クラブにおいても同様に、放課後児童支援員の確保が困難な状況にあり、子どもの育ちに関わる人材確保のための取組は急務です。

- そのため、保育の現場や仕事の魅力発信を国として積極的に行うとともに、保育士の人件費について、令和6年度には大幅な改善が見られたところではありますが、令和7年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士の給与月額は大卒平均に比べ約11万円低く、年間賞与等も低いこと、また、全国的な新規学卒者の初任給の状況について見ると、保育士は大卒平均に比べ2万円以上低く、その差額は年々拡大傾向にあること

から、待遇面においても魅力のある職となるよう、公定価格の抜本的な見直しを行うよう要望します。また、保育人材等確保のための取組について、補助額の引き上げなど財政的支援を充実するよう要望します。

⑤ 学校給食費の無償化

- 国の「重点支援地方交付金」において、推奨事業メニューのうち物価高騰に伴う子育て世帯支援として、小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援が実施されています。
- また、令和8年4月から、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」による「給食費負担軽減交付金」を活用し、公立小学校の設置者である市町等が実施する学校給食費の抜本的な負担軽減の取組に対する補助も実施されています。
- この、「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」に伴う都道府県負担分について、引き続き、地方の財政運営に支障が生じないよう、国において責任を持って恒久的な財源を確保するとともに、今後の食材費上昇等も含め、国費と地方財政措置が確実に担保されるよう法律等で制度的に担保することを要望します。
- 本県においては、多子世帯における子育ての経済的負担軽減を図るため、中学校の設置者である市町等が実施する第3子以降の学校給食費の無償化の取組みに対する補助等を実施しています。
- 中学校段階及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における給食費の負担軽減についても、早期の実現に向けて検討を進めるよう要望します。

⑥ 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進

- 出産・育児のために離職する者は減少してきていますが、育児と仕事の両立に不安を感じ離職する者を更に減らしていくためには、多様な働き方を可能とする環境づくりを促進していく必要があります。短時間正社員制度は、賃金などの待遇がフルタイム正社員と同様であること等から、仕事と子育ての両立に不安を感じる子育て世代の支援には有効な制度ですが、制度を導入している事業所数は低調な状況です。
- このため、本県では、令和7年度から、独自に県内事業所が短時間正社員を新たに雇用、またはフルタイム正社員を短時間正社員に転換する場合に助成するなど、導入の支援を行っていますが、育児による離職を防ぎ、育児と両立しながら働くことを支援するためには、国においても短時間正社員制度を導入する事業所を増やしていくための統一

的な取組みが必要です。

○ 厚生労働省においては、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の中で、短時間正社員等の多様な正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者を当該雇用区分に転換等をした場合に助成金の加算がなされていますが、「新規の採用」や「現在雇用中のフルタイム正社員の雇用形態変更」については、助成対象となっておらず、支援制度の拡充が必要です。

○ また、出生率の低下の要因は、子ども一人の家庭が増えているためとの指摘があります。その背景は、仕事と子育ての両立が難しく、育児が母親任せで父親の育児参加が期待できない、「共働き・共育てモデル」が確立されていない状況があると考えられます。また、育児休業中の手取り収入が大幅に減少するという経済的な問題が育休取得を阻害する一因になっているとの声も聞きます。

○ 男性の育児参加を促進し、「共働き・共育てモデル」を確立するためには、男性が育児休業取得をしやすい仕組みが必要です。国においては、令和7年4月から、出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当へと引き上げたことから、一定程度は取得促進につながるものと考えます。

しかしながら、育児の実感を得るには3か月程度は育休を取得することが望ましいと考えることから、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引上げとなるよう制度の拡充を行う必要があります。

⑦ 高等教育の修学支援新制度の拡充

○ 本県では、県独自の大学生等への奨学金制度により、意欲や能力が高い大学生等が経済的理由により修学が困難とならないよう奨学金を貸し付けることにより、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりを進めているところですが、高等教育にかかる教育費などの経済的負担の軽減については、県民や県内市町から強い要望があるところです。

○ 令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料等の実質的な無償化が実現していますが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は減免額や給付額が減額されており、大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のためには、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図る必要があります。

- こうしたなか、国においては、「高等教育の修学支援新制度」について、令和7年度から多子世帯の学生等に対しては、所得制限なく、大学等の授業料、入学金を一定額まで減額、免除することとされましたが、安心して子どもを生み育てられるための制度となるよう支援対象の拡大や所得基準の緩和、減免額、給付額の引き上げなどのさらなる支援を行うよう要望します。

⑧ 病児保育事業に対する財政支援

- こども家庭庁の調査によれば、令和5年度における事業所1施設当たりの平均収支は約60万円の赤字となっており、本県においても令和6年度における1施設当たりの平均収支は約90万円の赤字となっています。
- こうした収支状況は、国交付金の補助基準額の増額により改善に向かっているものの、病児保育事業はその性質上、子どもの急な体調の変化や感染症の発生状況等を見込んだ人員・設備の整備が必要であるにもかかわらず、利用児童数が想定を下回ることや当日キャンセルの発生などにより、不安定な事業経営にならざるを得ないことから、病児保育事業の推進を図るためには更なる財政支援が必要であると考えます。

【所管府省】 こども家庭庁（長官官房、成育局）、文部科学省（初等中等教育局、高等教育局）、厚生労働省（職業安定局、雇用環境・均等局）

【県関係課】 子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課、保健体育課、地域活力推進課、労働政策課

1 子育て支援施策の充実・強化について

提案・要望事項

所管府省

こども家庭庁(長官官房、成育局)、
文部科学省(初等中等教育局、高等教育局)
厚生労働省(職業安定局、雇用環境・均等局)

県関係課

子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課
保健体育課、地域活力推進課、労働政策課

- 出生数反転に向けた財政支援
- 妊娠・出産の願いに寄り添う支援の充実
- 子ども医療費助成の国における制度化
- 保育人材等の確保
- 学校給食費の無償化
- 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進
- 高等教育の修学支援新制度の拡充
- 病児保育事業に対する財政支援



・ 現状と課題

- 子育て支援の質・量の拡充を図るためには、財源の確保が必要である
- 国の支援制度の変更により、事業の継続実施が困難となるおそれがある
- 子どもの医療費や給食費の完全無償化等は、自治体によりばらつきがある

・ 本県の取組

出生数反転パッケージ

かがわで
喜らしたい、
の実現

出会い・結
婚したい、
の実現

こどもを生
み育てたい、
の実現

市町と連携した取組みの推進

地域の実情に応じた施策の予算を十分確保できる、国の持続可能な制度設計

子どもの医療費や給食費の完全無償化等は全国一律の制度の創設

国の責務において高等教育にかかると教育費などの経済的負担の軽減

短時間正社員制度導入企業への支援拡充と育児休業給付金の制度拡充

・ 国への提案・要望の実現

「子育て県かがわ」 の実現

結婚の希望をかなえ、
誰もが夢と仲間をもって、
次代を担う子どもたちを
安心して生み、健やかに
育てることができる

2 地方財政の充実・強化について

(1) 一般財源総額の確保・充実等

【提案・要望事項】

① 一般財源総額の確保・充実等

こども・子育て政策の強化や防災・減災対策、外国人も含めた地域産業を支える担い手の確保・人手不足対策や公共施設の老朽化対応など喫緊の課題について、地方が積極的に施策を実施できるよう、賃金・物価高騰の状況も含め、地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を図ること。

また、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。

② いわゆる教育無償化に対する財源の別枠措置

いわゆる教育無償化に係る地方負担について、令和9年度以降は国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。

③ 消費税率の引き下げに対する適切な財政措置

現在、国民会議が設置され議論が進められている消費税率の引き下げについて、地方税の減収につながる制度改革がなされる場合には、確実に補填措置を講じること。

④ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。

また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要となる地方財政措置を引き続き講じること。

加えて、令和7年度から令和12年度にかけて引き上げられることとなった教職調整額についても、地方に財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

⑤ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

令和8年度の地方財政計画においても、令和7年度に引き続き、新規発行額がゼロとなっているものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、今後も臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

【現状・課題】

① 一般財源総額の確保・充実等

- エネルギー価格や物価の高騰などが地域経済にも大きな影響を及ぼしており、地方税等の減収など地方財政への影響が懸念されるなか、こども・子育て政策の強化や防災・減災対策に加え、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化や外国人も含めた雇用対策、教育、福祉などの新たな課題に対応するためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、令和9年度以降も引き続き、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が確保されることが必要です。
- 歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要ですが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで、地方は国を大きく上回る行財政改革を断行し、社会保障関係費の自然増などを給与関係経費の削減努力などで補ってきており、今後は、従来のような削減は極めて困難な状況にあることから、基準財政需要額の算定について、効率化重視の視点のみでの歳出改革はすべきではありません。

② いわゆる教育無償化に対する財源の別枠措置

- いわゆる教育無償化に係る地方負担について、令和8年度は地方財政計画に全額計上されるとともに、地方負担の全額が基準財政需要額に算入されることとなりましたが、令和9年度以降は国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ることが必要です。

③ 消費税率の引き下げに対する適切な財政措置

- 現在、「社会保障と税の一体改革を議論する超党派の国民会議」が設置され、2年間食料品の消費税率の引き下げについて、検討が進められていますが、本県で試算したところ、本県における地方消費税の減収額は46億円以上に上ります。また、消費税の減収は、地方交付税財源の減少に直結します。
- こうした税制改正については、将来的な景気引き上げ効果が期待できる一方で、短期的には地方税収に大きな影響を及ぼすことから、確実な補填措置を講じる必要があります。

④ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置

- 令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げについて、制度移行期における新規採用の平準化に伴い、一時的に人件費が増加する場合等も含め、地方に新たな財政負担が生じないよう適切な地方財政措置が必要です。
また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度についても、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じる必要があります。

加えて、昨年度から実施されることとなった教職調整額の引き上げについても、地方に新たな財政負担が生じないように、制度完成の令和12年度まで確実に必要な財政措置が必要です。

⑤ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

- 令和7年度の地方財政計画において、臨時財政対策債については、制度創設以来、はじめて新規発行額がゼロとされ、また令和8年度地方財政計画においても、引き続き、新規発行額がゼロとされましたが、一方で、本県の既往債の残高は県債残高全体の約4割を占めるなど、財政健全化の足かせとなっているため、地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革が必要です。

【所管府省】 総務省（自治財政局）、財務省（主計局）

【県関係課】 予算課

2 地方財政の充実・強化について (1) 一般財源総額の確保・充実等

提案・要望事項

所管府省

総務省(自治財政局)、財務省(主計局)

県関係課

予算課

- 一般財源総額の確保・充実等 (地方の財政需要を的確に反映し、人口減少等を理由とした単純な地方歳出削減は行わないこと！)
- いわゆる教育無償化に対する財源の別枠措置 (令和9年度以降は国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること！)
- 消費税率の引き下げに対する適切な財政措置 (税制改正による税の減収に対しては確実に補填すること！)
- 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置 (人事制度の改正等に伴う適切な財政措置をすること！)
- 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保 (今後も臨時財政対策債に頼らないよう、必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること！)

現状と課題

人口減少対策や防災・減災対策等に加え、脱炭素や外国人対応など課題が山積

少子・高齢化の進行に伴い増える社会保障関係費



防災・減災対策が急務
南海トラフ地震は今後30年以内の
発生確率が80%

財政需要が増大

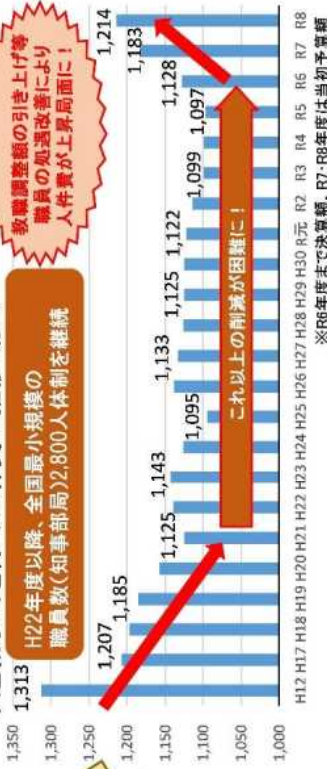
山積する諸課題に
地方が責任を持って
主体的に対応できるよう
一般財源総額の
確保・充実、
適切な財源措置
が必要！

財政需要が増大

いわゆる教育の無償化
高校授業料支援 13.5億円
公立小学校等給食支援 12.3億円

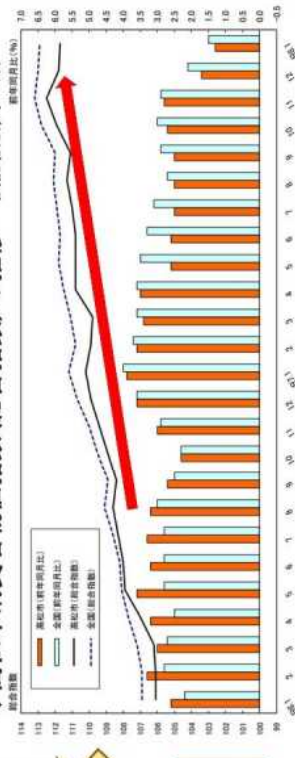
給与関係経費の削減努力も限界、処遇改善による上昇局面に

◆ 退職手当を除く人件費の推移 (億円)



エネルギー価格や物価の高騰

◆ 高松市消費者物価指数(総合指数)の推移



新たに重点的に取り組むべき行政課題への対応

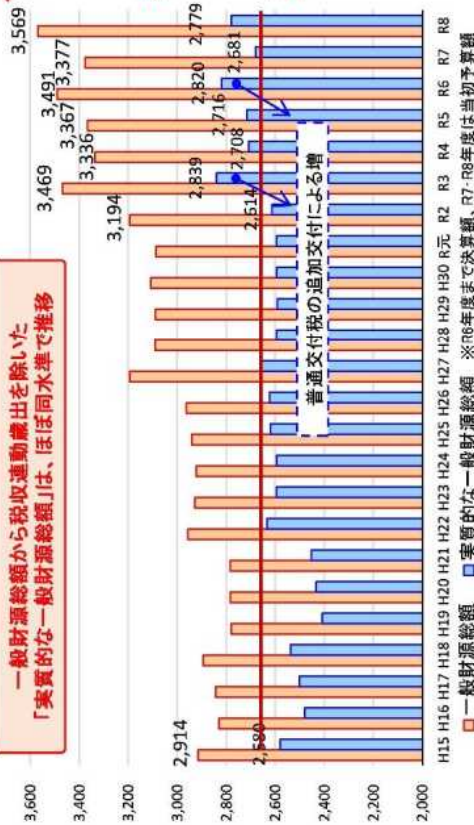
予算額	R6	R7	R8
出生数反転パッケージ	2,395	2,743	2,832
担い手確保・人手不足への対応	1,944	1,995	2,472
脱炭素・地球温暖化対策	1,523	3,244	3,362
外国人人材受入支援・共生推進	75	211	262
合計(百万円)	6,443	8,193	8,928

現状と課題

人口減少対策や防災・減災対策等に加え、脱炭素や外国人対応など課題が山積

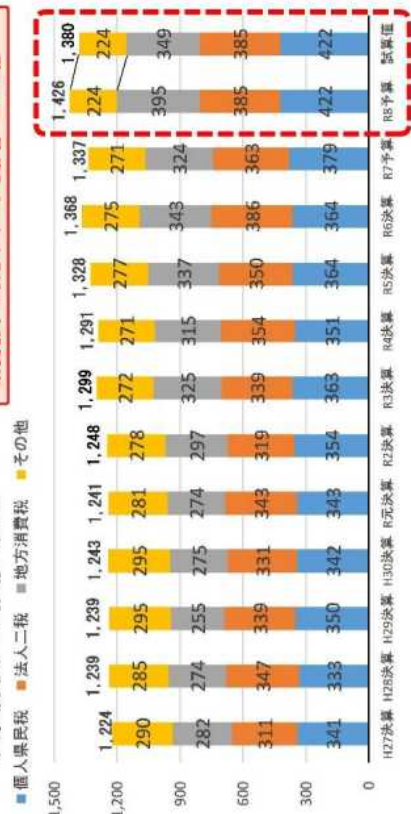
行政課題の深刻化・複雑化・多様化に対し、
実質的な一般財源総額は同水準で推移

◆実質的な一般財源総額の推移(億円)



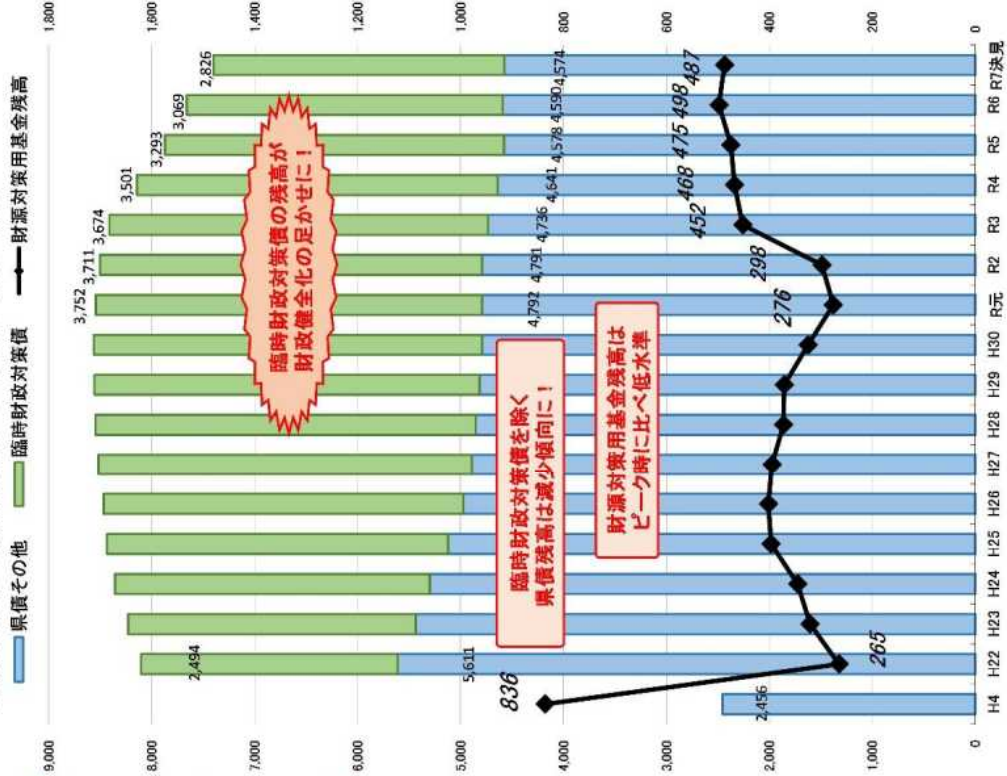
税制改正や地域経済の悪化により、今後の県税収入の減収が懸念

◆県税収入の推移(億円)



財源対策用基金は低水準で推移、県債残高は高止まり

◆県債残高と財源対策用基金残高の推移(億円)



- 新たな重点課題も含めた適切な財政措置
- 税制改正による減収に対する確実な補填
- 人事制度の改正等に伴う適切な財政措置が必要！

地方の頑張り
を支援！

2 地方財政の充実・強化について

(2) 地方創生関連予算の確保・充実等

【提案・要望事項】

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、引き続き「地域未来交付金」等の地方創生関連予算の十分な確保及び充実を図るとともに、同交付金の積極的な採択に努めること。

【現状・課題】

- 地方移住への関心の高まり等の好機を捉え、「地方版総合戦略」に基づき、地方が積極的な取組を主体的に進めていけるよう、地方創生関連予算の十分な確保が必要です。
- 特に「地域未来交付金」は、令和7年度補正予算において、従来の地方創生推進交付金（平成28年～令和4年）・デジタル田園都市国家構想交付金（令和5年～令和6年）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（令和7年）に替わり新たに創設され、令和8年度当初政府予算においては、1,600億円の予算が確保（令和7年度補正と合わせて2,600億円）され、地方のインフラ整備についても引き続き支援することとされたところですが、令和7年度（令和6年度補正と合わせて3,000億円）と比べて、大幅な減額となりました。
- 地域未来交付金は、地方における地方創生関連事業の推進のために必要不可欠な財源となっていることから、引き続き、地方独自の取組を後押しするための予算の確保及び充実が必要です。
- 本県においても、地域未来交付金を、地方創生を推進するための重要な財源と位置づけて、令和8年度当初予算に計上し、20億円の採択をいただいたところです。
- 今後も地方創生の取組みが停滞することのないよう、国においては、予算の確保・充実と合わせて、地方が自らの創意工夫により取り組む事業について、引き続き積極的に採択するよう努めていただく必要があります。

【所管府省】 内閣官房（地域未来戦略本部事務局）、内閣府（地方創生推進事務局）、財務省（主計局）

【県関係課】 予算課

2 地方創生関連予算について (2) 地方創生関連予算の確保・充実等

提案・要望事項

所管府省

内閣官房(地域未来戦略本部事務局)、内閣府(地方創生推進事務局)、財務省(主計局)

関係係課

予算課

- 地方創生関連予算の十分な確保・充実(地方が特性に応じた発展を遂げることができるよう、地方創生関連予算の確保・充実を！)
- 地域未来交付金の積極的な採択(積極的な支援により、地方の創意的な後押しを！)

現状と課題

地方において人口減少が進むなか、地方創生関連事業の推進が急務であり、財源確保が課題

地域未来交付金(政府予算)の状況

◆ 地方創生関連交付金の政府予算額の推移(億円)

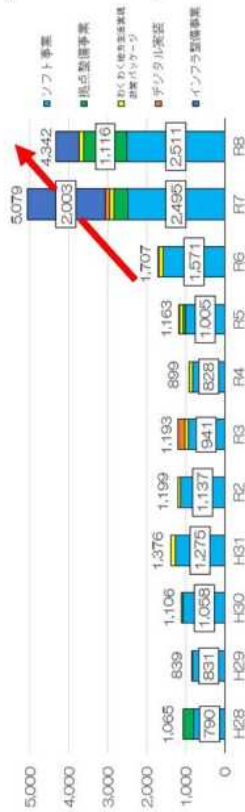


- ・ 政府においては、**2,600億円**の政府予算が確保されたものの、**前年度に比べて減少**



◆ 人口減少対策と東京一極集中の是正に向けた取組を強化

◆ 地方創生関連交付金事業の申請額の推移(百万円、事業費ベース)



- ・ 香川県では、R8年度事業として地方創生推進のための**23事業**の実施計画を策定(継続事業を含む)

「地域未来交付金」香川県の主な申請事業 (R8当初・R7補正)

○ 高松空港周辺フラワーツーリズムにぎわい創出事業【新規】

- ◇ さぬきフラワーガーデン
魅力の中核施設として、新たな植物温室を中心に、季節を問わず快適に滞在できる空間を整備
- ◇ さぬき空港公園
空港と地の斜面に、マールバト(生産量全国1位)など県特産の花を織り交ぜて遊覧、フォトジェニックな空間を演出 など



○ ふるさと香川の魅力を再認識したうえで、人材確保、魅力ある企業創出による「強い経済」実現事業【新規】

- ◇ かがわの未来を担う大学生・専門学生等定着促進事業
県内大学等の「学生の県内定着を促進する取組み」を支援
- ◇ 香川発スタートアップ販路拡大等支援事業
香川発スタートアップの製品の製品等を導入して課題解決を図る
県内事業者の取組みを支援 など

地方創生推進のための財源が不足

事業の不採択により地方創生の推進が停滞

地域の自主性と創意工夫を尊重し、地方創生を強力に後押しするため
地方創生予算の確保・充実、積極的な事業採択が必要

3 防災庁の地方機関の設置について

【提案・要望事項】

南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災拠点をも四国に設置すること。その設置場所については、本県を有力な候補として検討すること。

【現状・課題】

- 国では、防災庁設置に向けた検討が進められているところであり、大規模災害発生時における迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、防災庁の地方機関として防災局を設置する方針が示されています。
- 四国においても、南海トラフ地震により甚大な被害が発生することが想定されており、大規模災害発生時には、被害状況の情報収集や支援体制の構築において、国と地方公共団体の連携が重要であることから、四国における大規模災害に備えた防災拠点の設置が必要です。
- 本県は、自然災害が少なく、令和7年3月に公表された国の南海トラフ地震発生時の被害想定においても、四国の他地域と比較して想定死者数等の被害が少ない状況です。
- また、国の出先機関が集約されており、災害時の情報収集や省庁間の連携、国と地方公共団体との連携がしやすく、南海トラフ地震発生時の四国の防災拠点となりうる基礎的な部分が既に整っています。
- さらに、高松空港は、国土交通省の「地震に強い空港のあり方検討委員会報告」において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられており、大規模災害発生時の緊急輸送体制確保等の役割を果たすこととされています。
- つきましては、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災拠点を四国に設置していただくようお願いします。その設置場所については、四国を管轄する国の出先機関が集約されている本県を有力な候補として検討していただくようお願いします。

【所管府省】 内閣官房（防災庁設置準備室）

【県関係課】 政策課、危機管理課

3 防災庁の地方機関の設置について

所管府省

内閣官房(防災庁設置準備室)

県関係課

政策課、危機管理課

提案・要望事項

- 南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災拠点を四国に設置すること。その設置場所については、本県を有力な候補として検討すること。

現状と課題

自然災害が少ない

四国の他地域と比較して、**自然災害が少ない**。

令和6年の自然災害被害額 413百万円(四国で最も少ない)
 出典：総務省「消防白書」

四国の他地域と比較して、**想定死者数等が少ない**。

南海トラフ地震 最大クラス地震における被害想定について(R7.3.31国公表資料より)

県名	死者数 ※1	全壊・焼失 ※2
徳島県	約31,000人	約132,000棟
香川県	約4,200人	約52,000棟
愛媛県	約21,000人	約199,000棟
高知県	約46,000人	約238,000棟
合計	約102,200人	約621,000棟

※四国全体で見たと時の最大被害数であり、必ずしも各県の最大値ではない。



(※1)四国が大きく被災するケース(地震動・経路ケース、津波ケース③、冬・夕、平均風速6風速8m/s、早期避難率低)
 (※2)四国が大きく被災するケース(地震動・経路ケース、津波ケース④、冬・夕、風速8m/s)

国の出先機関が集約

国の出先機関が集約されており、平時の連携構築、災害時の情報収集や省庁間の連携、国と地方公共団体との連携がしやすい。



高松サンポート合同庁舎

高松サンポート合同庁舎に入居する主な省庁

四国厚生支局	四国厚生支局
四国地方整備局	四国財務局
四国経済産業局	四国運輸局
中国四国産業保安監督部四国支部	高松地方気象台
香川労働局	中国四国農政局香川県拠点
中国四国警察局四国警察支局	中国四国防衛局
国土地理院四国地方測量部	国土地理院四国地方測量部
自衛隊香川地方協力本部	国土地理院四国地方測量部

四国の防災拠点へ!

4 県立病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保について

【提案・要望事項】

地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、診療報酬の引き上げとともに、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準の見直しや、必要な財政措置を講じること。

- (1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準が人件費や物価の上昇により大幅に増加している一方、地方交付税措置額はほとんど増加しておらず、基準財政需要額等における積算単価をさらに引き上げること。
- (2) 本県の県立病院事業では、現在の運営体制となった平成 26 年度との比較で給与費が 2 割以上、材料費と経費が 4 割以上増えるなど、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。
- (3) 病院事業債（経営改善推進事業）について、市場金利が急激に上昇しているなか、自治体病院の資金繰り負担を軽減し、経営改善を促進する効果を高めるため、借入に伴う利息の支払いについて繰出基準の見直し及び地方財政措置を講じるとともに、元金の償還について償還年限を延長すること。
- (4) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。

今後も全国的に賃上げが継続することが見込まれるなか、令和 8 年度診療報酬改定では、ベースアップ実現を支援するための措置がなされたところであるが、これまでの社会経済情勢の変化により、自治体病院の経営の健全性は著しく低下している。このため、健全化を促進し、安定化を図るため、自治体病院に対して令和 8 年度補正予算において補助金による機動的な対応などの財政支援を講じること。

【現状・課題】

- 本県は県立 3 病院を有しており、それぞれが、地域に不可欠な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関では提供することが難しい医療を公立病院として提供しています。
 - ① 三次救急医療機関として高度急性期医療における県の基幹病院である中央病院
 - ② 精神科救急の最終的な受入先となるなど精神医療の基幹病院である丸亀病院

③ 二次救急医療だけでなく地域包括ケアやへき地医療も担う地域の中核病院である白鳥病院

- 政策的医療について、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計等が負担するものとされており、その経費の所要財源については地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われています。

また、この経費負担の区分ルールは、総務省繰出基準として、毎年度、総務省から地方公共団体に通知されています。

- 本県の県立病院においても他県の公立病院同様、昨今の物価高騰や人件費の上昇等の影響から、経営状況が急速に悪化しており、これまでの繰出金の水準では病院経営を支えられない状況となっていることから、令和7年度当初予算以降繰出金を大幅に増額しました。

これまでも、一般会計繰出金に対して交付税措置額が少なく乖離がありましたが、今後さらに乖離が拡大する見込みとなっています。

令和8年度の地方財政計画においては病院事業繰出金の措置額を引き上げていただきましたが、地域医療における最後の砦としての機能を維持するためにも、診療報酬の引き上げとともに、県立病院事業会計への繰出金に対する地方財政措置のさらなる充実が必要です。

- 本県の県立病院事業では、新県立中央病院の建設に伴い現在の運営体制となった平成26年度との比較で給与費が2割以上、材料費と経費が4割以上増えており、現在の繰出基準では、近年の制度変更による人件費の増加や、現下の物価高騰などの社会経済情勢の急速な変化に、迅速かつ適切に対応することは困難です。

このため、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療においても、総務省繰出基準に、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を加え、経営強化や医療体制の整備に対する一般会計から病院事業会計への財政的な支援を拡充するとともに、支援に対する地方交付税措置が必要です。

- 厳しい経営環境に直面している病院事業について、資金繰りを支援し、経営改善を促進するために「病院事業債（経営改善推進事業）」が令和7年度から創設されましたが、経営改善の途上にある自治体病院においては、借入に伴う利息の支払いはもとより、元金の償還に係る負担は非常に大きいものです。

市場金利が急激に上昇しているなか、制度の趣旨である経営改善の効果を高めるため

には、利息の支払いについて、一般会計からの繰出しができるよう繰出基準を見直し、あわせて繰出金に対する地方財政措置を講じるとともに、元金の償還について、償還年限を延長することが必要です。

- 加えて、県民医療の充実のため、県民への高度医療・先進的医療の一層の提供が課題となっており、県立病院では医療の先進性を確保していくため、適時、医療器械の更新等を行い、県民に最適・最善・最新の医療を安定的に提供する必要があります。

こうしたなか、医療器械の購入については、病院事業債元利償還金の25%が普通交付税に算定されており、一定財政措置されている一方で、リース分については病床割に含まれていることから、リース料の多寡が反映されず、リースによる整備をためらう状況となっております。リース分についても単年度で実際に必要となるリース料を算定根拠とするなど、購入と同様に地方交付税の対象として明確に算定していただくことが必要です。

- さらに、香川県立病院は、県病院局として地方公営企業法の全部を適用しているため、その職員の給与等は、人事委員会勧告の対象外ではありますが、県病院局は、県の事業を担う一部門でありますことから、職員の給与等については、人事委員会勧告や知事部局との均衡などを考慮する必要があります。

県病院局では、令和6年度から、人材確保や常勤職員との権衡の観点から、知事部局と同様に、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しています。また、令和6年度及び令和7年度の職員給与等につきましても、知事部局と均衡を図りながら、増額改定したところ です。

- 令和8年度の診療報酬改定においては、ベースアップ評価料の対象外とされていた40歳未満の医師や歯科医師、事務職員が対象とされ、ベースアップ評価料による支援がなされるなど、医療現場での生産性向上の取組みと合わせ、令和8年度及び令和9年度において、それぞれ3.2%分のベースアップ実現を支援するための措置がなされることとなりますが、これまでの人事委員会勧告に基づく職員給与等の増額改定に比して、ベースアップ評価料による支援が十分ではないことにより、極めて厳しい状況にあります。

- 自治体病院の経営の健全性は著しく低下しており、地域医療提供体制を確保するためには、自治体病院に対して、補助金による機動的な対応などの緊急的な財政支援を講じる必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（医政局）、総務省（自治財政局）

【県関係課】 県立病院課、予算課

4 県立病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保について

提案・要望事項

所管府省

厚生労働省(医政局)、総務省(自治財政局)

県関係課

県立病院課、予算課

- 自治体病院の費用水準の大幅な増加に対し、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価のさらなる引き上げを！
- 人件費や物価の急激な上昇などに対して迅速かつ適切に対応できるよう繰出基準の見直し及び財政的支援の拡充！
- 病院事業債(経営改善推進事業)につき、支払利息の繰出基準追加及び地方財政措置ととも、償還年限の延長を！
- 医療器械の更新等について繰出基準を見直すとともに適切な地方財政措置を！
- 自治体病院が持続的に医療サービスを提供できるよう令和8年度補正予算による緊急的な対策を！

現状と課題

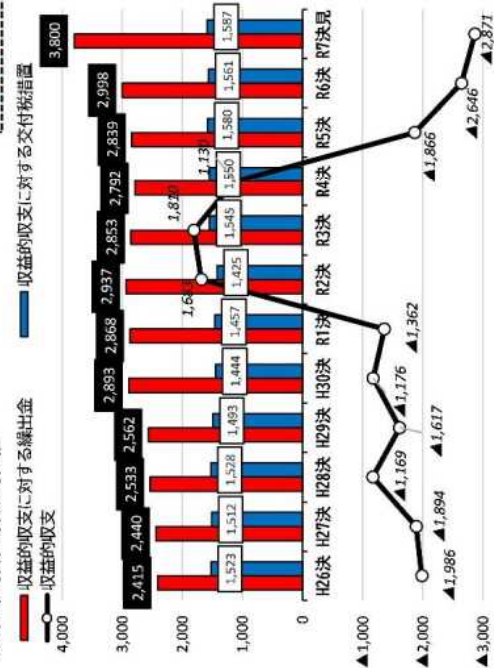
物価高騰等による医療費用の急激な増加を公定価格である医療収益に転嫁できず、県立病院の収支状況が大幅に悪化

・一般会計からの繰出金に対して交付税措置額が不足

・平成26～令和7年度にかけ、医療収益は+3,777百万円(+19.4%)の一方で、医療費用は+6,993百万円(+30.3%)と**医療収支が▲3,216百万円(▲88.2%)の悪化**

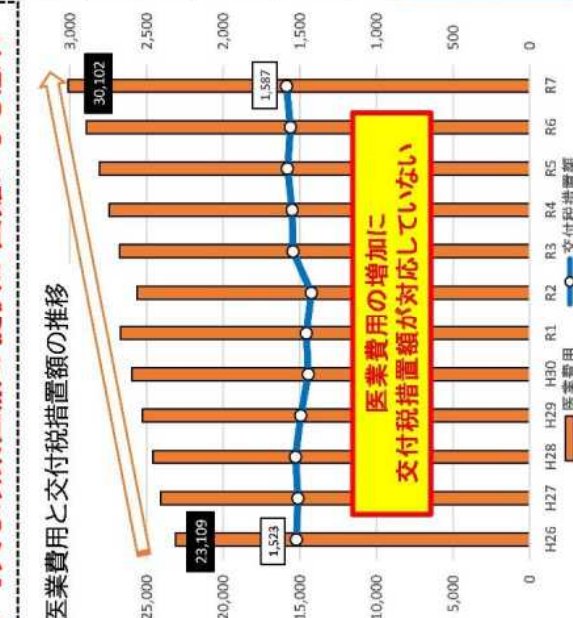
・リソースによる調達、最新の医療器械を調達するのに適しているが、調達した際の地財措置がなく、病院負担が大きくなることからリソースによる調達が困難

収益的収支に対する一般会計繰出金と交付税措置額の推移



※交付税措置額については、病院事業債の元金償還金を含む。
 ※一般会計繰出金は資本的収支分として扱うべきものであるが、切り分けが困難なため。
 ※収益的収支については、減価償却費等非現金支出も含む。

地域に不可欠な政策医療の提供が困難になる恐れ



医療費用の増加に交付税措置額が対応していない

【総務省繰出基準】

項目	概要
(1)建設改良費	病院の建設改良費及び企業債元金償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額
(2)へき地医療	へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額等
(3)不採算地区病院	不採算地区病院(中略)の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額等
(4)救急医療	救急告示病院、救命救急センターにおける医師等の待機及び空床の確保等に必要経費に相当する額等
(5)附属診療所～(13)経営基盤強化対策(省略)	

追加
 (14)社会経済情勢の急激な変化に伴う増高費のうち、医療収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

近年の制度変更による人件費の増加や、現下の物価高騰などの社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医療収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

5 地方大学等の振興について

【提案・要望事項】

① 地方大学等への安定的な財政支援について

地方大学・短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）は、地域経済・社会を担う優秀な人材を育成し輩出するなど、地方の持続的な発展にとって、非常に重要な役割を果たしている教育機関である。

しかし、国から本県内の大学等に対する国立大学運営費交付金や私立大学経常費補助金等は、物価が上昇し続けているにも関わらず年々減少しており、特に、私立大学等に対する経常費補助金については、大幅に減少していることから、各校の財政状況は極めて厳しい。

今後、安定的な学校運営を継続していくために、本交付金及び補助金等について、これまでの物価の上昇も踏まえ、地域の発展に貢献する大学等への配分額を拡充するなど、本県内の大学等に対する安定的な財政支援を行うこと。

② 人材の県内定着等に取り組む「地域構想推進プラットフォーム」への支援について

国においては、大学進学者が大幅に減少する2040年を見据えて、地域の人材供給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方やアクセス確保などについて、地域全体で議論を行う「地域構想推進プラットフォーム」の構築を推進しているが、本県においても、令和4年3月に「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立し、産学官の全県体制で、地域を支える人材の育成や県内定着に向けた様々な取組を進めてきた。

その仕組みを発展的に継承して、新たなプラットフォームを構築し、取組を推進することとしているため、国のモデル事業として採択し、財政支援を行うこと。

【現状・課題】

① 地方大学等への安定的な財政支援について

- 本県では、大学進学者の8割以上が県外大学に進学するなど、直近10年間では、15～24歳の若者の転出超過数が倍増しています。人口減少が進むことに加えて、若者の流出も拡大している現状は、活力ある地域の存続を図る上で、危機的な状況です。

そのようななか、本県では、若者の県外流出に歯止めをかけるため、本県の総合計画である『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画において「魅力ある大学づくり」を位置づけ、県内大学等の充実強化や連携強化を図る取組を行っています。

- 地方大学等は、都市部の大学と異なり、小規模校も多く、不利な状況に置かれなが

らも、地域の知の拠点として地域を支える優秀な人材を多数輩出するとともに、様々な分野で地域の活性化に貢献しています。また、地方への人の流れを促進し、一層の地域活性化を図るため、大学等における改革を進め、それぞれの魅力を高めながら、若者の地元定着など、地域の課題解決や地域発展に積極的に取り組んでいます。

- しかし、地方大学等に対する国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、国立高等専門学校運営費交付金は物価が上昇し続けているにも関わらず、年々減少し、各校は、極めて厳しい財政状況に直面しているため、地域に貢献し、地方創生に資する地方大学等が安定的に運営できるよう、本県内の大学等に対する同交付金・補助金等の配分額の拡充など、強力な財政支援の充実・強化が必要です。
 - 特に、本県の私立大学等は、卒業生の県内企業への就職率も高く、地域に必要とされる人材の育成に重要な役割を果たしているにも関わらず、経常費補助金の額は減少し続けていますが、各大学等においては、引き続き、その役割を担っていただくことが求められております。
 - 本県でも、重点支援地方交付金を活用し、各私立大学等に物価高騰対策支援を行いました。高等教育機関を所管する国の責任において、これまでの物価の上昇も踏まえ、より一層の財政的支援が必要です。
- ② 人材の県内定着等に取り組む「地域構想推進プラットフォーム」への支援について
- 本県では、令和4年3月に、地域を支える人材の育成や定着、地域課題の解決に向けた議論と実践を行う産学官連携の枠組みである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立し、全県体制で、現在も様々な取組を実践しております。
 - そうしたなか、国においては、2040年の社会を見据えて、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成等を推進するための、各地域における施策展開について議論を行う「地域構想推進プラットフォーム」の構築を推進していくことを打ち出しました。
 - 国の方針を受けて、本県でも、令和8年3月に、既存のプラットフォームを発展的に継承し、「地域構想推進プラットフォーム」として新たに構築することを、参加する産学官の会員の総意により、決定しました。
 - 今後は、産学官による地域における課題等の共通認識を踏まえた議論と、議論に基づく新たな取組を強力に進めていくため、国の「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業への申請を行うこととしており、同プラットフォームを円滑に運営し、その取組が効果的なものとなるよう、採択いただくことを要望します。

【所管府省】 文部科学省（高等教育局）

【県関係課】 地域活力推進課

5 地方大学等の振興について

提案・要望事項

所管府省

文部科学省(高等教育局)

県関係課

地域活力推進課

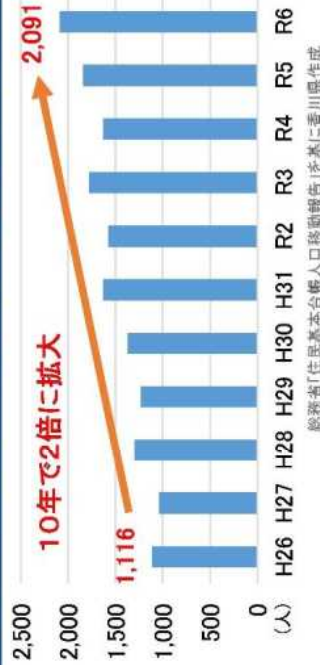
- 地方大学等は、地方の持続的な発展に非常に重要な役割を果たしているが、物価が上昇し続けているにも関わらず、国からの経常的な交付金及び補助金等は年々減少しており、今後、地域経済・社会を担う優秀な人材を育成できるよう、十分な財政支援を行うこと。
- 「地域構想推進プラットフォーム」による取り組みが効果的なものとなるよう、モデル事業として採択し、財政支援を行うこと。

現状と課題

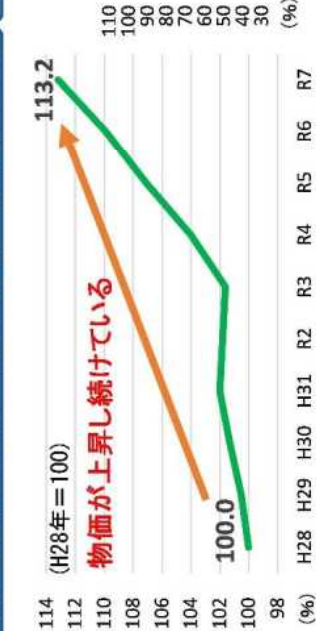
人口減少に加えて、大学進学時等に若者の流出が拡大し、危機的な状況

→若者の県外流出に歯止めをかけるため、地域人材の育成を担う県内大学等と連携の強化を図り、取組みを進めている。
しかし、大学等は、物価高騰や国補助金の減少等により、厳しい財政状況に置かれており、安定的な財政支援が必要。

「香川県転出超過数の推移（15～24歳 日本人のみ）」

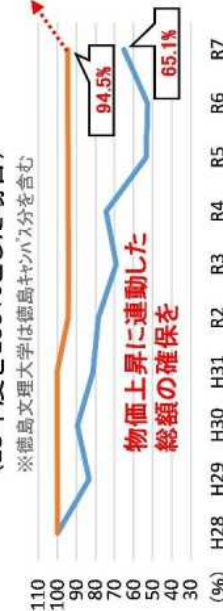


消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)の推移



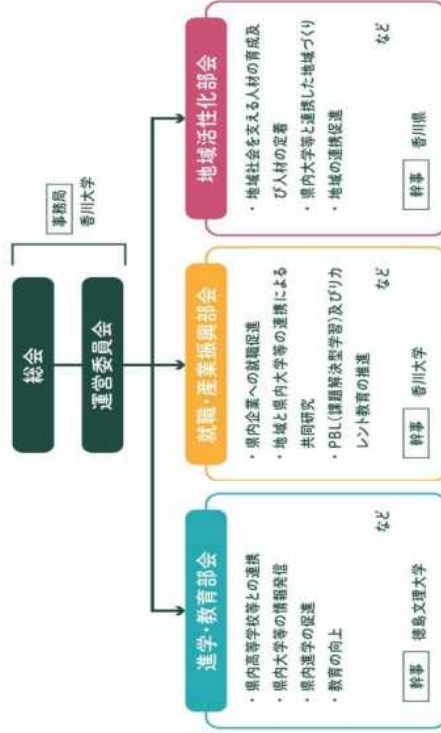
私立大学経常費補助金の推移(全国との比較)

私立大学経常費補助金の推移
(28年度を100%とした場合)



大学・地域共創プラットフォーム香川(R4.3～)

大学・地域共創プラットフォーム香川の構成



参画団体

オール香川の産官学ネットワークを構築

- 産業界(経済団体等) : 8機関(主要経済団体)
- 地方自治体(県、市町) : 18機関(県内全自治体)
- 大学等(大学・短大・高専) : 9機関(県内全大学等)

6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について

(1) 教員を支える体制の強化・充実

【提案・要望事項】

- ① 本県では、令和4年度以降、香川型指導体制として、県内の小・中学校、全学年において35人学級を実施しており、また、高等学校においても、専門高校を中心に1学級40人を下回る生徒数をベースに教職員を配置し、多様な教育内容や少人数によるきめ細やかな指導の充実を図っている。このため、国においては、高等学校においても1学級35人をベースにした教職員定数の大幅な増員を図ること。加えて、小学校においては教科担任制の更なる拡充を図るなど、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。
- ② 教員が学級担任や教科指導・生徒指導の業務に注力できるようにするためには、養護教諭が児童生徒の心身の不調に対する対応や感染症対策などの業務を十分に担える環境づくりが重要であり、従来の算定基準から児童生徒数を50人引き下げるとした新しい算定基準について完全実施の早期化を図ること。同様に、小・中学校について、国が進める共同学校事務室の設置は学校事務体制の機能を強化することとなり、学校事務職員が教員を効果的に支えられる体制の整備につながるため、従来の学級数による算定基準に加え、複数の共同学校事務室を設置する市町の基礎定数を増やすとした新しい算定基準についても完全実施の早期化を図ること。また、栄養教諭が各学校・各学級において食に関する指導や食物アレルギーに対応した給食の提供にきめ細かく対応できるように、算定基準を見直すこと。
- ③ 教員の業務をサポートする教員業務支援員や特別支援教育支援員、部活動指導員、スクールロイヤーなどの支援スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等に必要な財源を確保すること。
- ④ 教員として優れた人材を確保できるよう、国において教員のイメージアップの取組を行うこと。
- ⑤ 各自治体における教員採用試験の問題作成の負担軽減や新たな教育課題を踏まえた試験問題の必要性の観点からおこなわれる、共通問題配付方式による1次試験の共同実施において、参画する自治体や教員の負担軽減を図ること。また、統一試験方式での1次試験の共同実施について引き続き検討すること。
- ⑥ 教員を確保するための施策として、正規教員経験者が講師採用となった場合の免許外教科担任の許可ができるよう、教育職員免許法の見直しを図ること。加えて、教員免許の取得にかかる助成制度を創設すること。

【現状・課題】

<高校における1学級35人>

- 令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の一部改正を踏まえ、本県においては、公立全校種の教員について所定の勤務時間外に業務を行う時間として外形的に把握できる「時間外在校等時間」の上限に関する規則等の整備を行い、勤務時間の縮減や業務の適正化・効率化を図るとともに、令和3年4月から1年単位の変形労働時間制を導入することで、学校における働き方改革を推進しているところです。
- 学校における働き方改革を推進し、各都道府県及び各市町村の教育委員会が定めた「時間外在校等時間」の上限に関する規則等を遵守し、心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と児童・生徒の豊かな成長を実現するためには、教職員定数の改善などにより働き方改革をより一層推進する必要があります。
- 中学校の学級編制の標準については、令和8年度から3年間をかけて学年進行で35人に引き下げられることとなりましたが、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を実現するためには、高等学校においても、1学級35人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を早急に進める必要があります。

<小学校の教科担任制の拡充>

- また、勤務時間内に授業準備をするための時間を十分確保し、子どもとしっかり向き合うことができる人員体制づくりが必要です。国においては、令和4年度から、小学校における教科担任制の導入に当たり、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換の促進によって実施すべきということも示されていますが、地域によっては学校間の距離があるなどの地理的条件によって実施が困難であることや、授業交換だけでは学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、同学年での交換授業が実施できないことなどから、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが重要です。そのためにも、現在小学校4年生以上の専科指導の加配が講じられていますが、理科や外国語活動など、同じ中学年として4年生と同じ教科を指導する3年生まで対象とする等、さらなる対象学年の拡充が必要です。併せて、教科担任制である中学校の定数に近づけるため、小学校の定数の見直しを図ることを要求します。

<養護教諭>

- 学級担任や教科指導・生徒指導を担っている教員がそれらの業務に注力できるように

するためには、その他の教職員が専門性を生かして支援できる連携体制の整備も重要です。心身に不調や不安を訴える児童生徒は増加しており、不登校児童生徒の数についても依然、増加している状況にあります。そのような児童生徒の教育相談体制には、スクールカウンセラーは一定の役割を果たしますが、日常的には学級担任や常勤である養護教諭が児童生徒の訴えの窓口となっています。教員の負担を軽減するためにも、保健室等の落ち着いた環境で、児童生徒に寄り添いながら声を聞くことができる養護教諭は不可欠な存在となっています。

- また、新たな感染症の流行は落ち着いたものの、感染症対策は今後も学校の大きな課題といえます。そのためにも、教職員を含め児童生徒への衛生教育や、自身の健康維持に関する教育は引き続き必要とされています。さらには、近年、医療ケア等の健康面で特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあります。
- 養護教諭が担うべき業務は多岐にわたり、義務標準法で定められる養護教諭の定数では、対応しきれっていない学校も多く見られます。令和8年度からは、平成13年以降見直しが図られていなかった義務標準法の基準について、3か年をかけて小・中学校ともに50人の引き下げが行われることとなりましたが、学校教育における安心安全を早急に保障するために、完全実施の早期化が必要です。

<事務職員>

- 現在、学校の働き方改革として、教員が担う業務の負担軽減は喫緊の課題となっており、業務の役割分担・適正化のさらなる推進が必要です。その取組のなかで、教員から事務職員への業務移行や学級担任が行う学級事務の支援など、教員と事務職員の連携・協力が図られており、事務職員の担う業務の幅が広がっています。
- また、学校が抱える教育課題を解決するためには、様々な専門性を持った教職員が連携・協働する「チーム学校」を作り上げることが必要であり、学校事務職員は、総務・財務等に通じる専門職として、学校内で行われる様々な意思決定場面において専門的な情報を提供するなど、より主体的・積極的に学校運営に参画することが求められています。
- そのようななか、多くの小中学校の事務職員が単数配置のままとなっています。こうした状況に対し、複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数が新設され、令和8年度から3か年をかけて措置されることとなりましたが、学校事務体制の機能強化を速やかに実現させるため、完全実施の早期化が必要です。

< 栄養教諭 >

- 平成 17 年の栄養教諭制度の創設時から、栄養教諭の職務には、児童生徒に対する食に関する指導が位置付けられており、さらに、近年、食物アレルギー等個別の課題を有する児童生徒が急速に増加し、栄養教諭は、食物アレルギー対応の基本方針等に基づいた食品選定や献立作成、給食の各段階におけるチェック機能の強化、児童生徒ごとの個別対応プランの作成など、食物アレルギー等を有する児童生徒について個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。
- 栄養教諭が担うべき業務が従来に比べて大幅に増加し、多様化する一方で、本県では市町において調理施設の老朽化や給食提供の合理化の観点から共同調理場が新設・統合により、義務標準法で定められる栄養教諭等定数が急激に減少しています。令和元年度には、3 市町が連携し、中規模の調理場を統合し大規模の共同調理場を設置した結果、栄養教諭の定数が 5 人から 2 人に減少し、19 校 215 学級 4,500 人の児童生徒に対して定数 2 人となった地域があり、今後も、他の市町においても共同調理場への移行による定数の減少が見込まれています。
- その結果、共同調理場に配置する定数は、食数によって算定されるため、一人の栄養教諭が受け持つ学級数が増え、各学級での食に関する指導が十分に行えず、学級担任や専科指導の教員がその代わりを担ったり、食物アレルギー等の個別の課題に対応した給食の提供ができなかったりする状況が生じており、それが教員の業務負担になっているケースも散見されます。現在の義務標準法の基準は、食の指導が求められる栄養教諭の制度創設前の平成 13 年に見直された後、変更されておらず、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るために、義務標準法の栄養教諭等の定数について、共同調理場においても学級数を基礎とした算定基準とするなど、新たな視点による算定基準の設定が行われるよう要望します。
- 「チーム学校」として学校の指導・運営体制を一層強化し、働き方改革を強力に推進するためには、教員業務支援員、特別支援教育にかかる支援員、情報通信技術支援員、部活動指導員及びスクールロイヤーなど、教員の負担軽減と教育活動の充実の両立を目指した、教員を支える体制の強化・充実のための支援スタッフをより一層拡充する必要があります。そのため、国においては、補助率・補助単価の引き上げなど、十分な財源措置を確保することが不可欠です。また、市区町村が実施主体となる間接補助事業で、仮に県と市区町村が事業費を折半する場合、国の負担は総事業費の 6 分の 1、県が実施主体となる直接補助事業の場合は総事業費の 3 分の 1 と国の負担割合が異なっていることから、実施主体に関わらず、総事業費に対する国の負担を一定の割合とすることが適切であると考えます。

○ 一方で、多忙化等による教職に対するマイナスイメージが、近年の教職を志す人材の減少や離職による教員不足の要因となっています。その状況は全国と同様に本県においても危機的な状況です。中高生のキャリア教育に組み込めるような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模で広報に取り組む等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保することが必要です。

○ 民間企業等の就職活動が早期化するなか、優秀な人材を確保するため、国からは選考時期の前倒しを積極的に進めるよう働きかけがありますが、試験問題の作成等には、相当の時間と労力を費やしており、国が進める早期化に合わせるためには、さらに作成の時期を早めるか、時期を短くする必要があり、実施が難しい状況にあります。

○ 国においては、小学校教員資格認定試験問題を自治体に提供するなど、早期化に伴って生じる自治体の負担軽減に努めているものの、現行のやり方では、各自治体が改めて試験問題を決定する必要があり、同様の負担がかかっています。

小学校のみならず、中学校及び高等学校を含めた1次選考試験の共同実施が実現すれば、負担軽減が図られ、各自治体が、2次試験での人物重視の選考に注力できることで、優秀な人材の確保がより可能となります。令和9年度から共通問題配付方式による1次試験の共同実施が行われることとなり、その整備が進められているところですが、その準備や実施にあたっては、参画する自治体を増やすことによる費用負担の軽減や教員の作業負担の軽減が図られるよう要望します。また、統一問題方式での1次試験の共同実施についても引き続き検討するよう要望します。

○ 中学校では、特に美術や技術・家庭などの技能教科において教員不足であることに加え、小規模校の割合が高くなってきている地方においては、全教科を担当できる教員数を配置できない状況が生じています。非常勤講師を派遣する等の工夫をしているものの、離島や山間部にある小規模校については、通勤に時間を要するため、人材はいても講師を引き受ける方が少ない状況となっています。また、高等学校でもとりわけ、農業、工業、水産、看護等の専門教科において、教諭や実習助手の教員不足が特に深刻であり、それ以外の教科でも年度途中で欠員が生じるなど、教育活動に支障がでています。

○ 今後、このような状況はさらに進むと予想されることから、学校現場の人材を維持するためには、正規教員から定年等により退職した正規職員を再び学校現場で任用し、活躍していただくことも考えられます。その一つとして、正規教員経験者を臨時的任用等、講師として任用する場合において、免許外の教科を担当することができるよう、教育職

員免許法の見直しやより弾力的な運用の検討が必要です。また、学生や現役教員等が免許を取得しやすくするため、免許取得にかかる各種費用の助成制度の創設を要望します。

【所管府省】 文部科学省（総合教育政策局、初等中等教育局、スポーツ庁、文化庁）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について

(1) 教員を支える体制の強化・充実

所管府省

文部科学省(総合教育政策局、初等中等教育局、スポーツ庁、文化庁)

県関係課

教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

教職員定数の一層の見直し

・高等学校における35人学級の早期実現

40人学級→35人学級

年度	小学校	中学校	高等学校
令和3～7年度	1	2	3
令和8～10年度	3	4	5
未定	8	9	10

※香川県は香川県推進体制により令和4年から小中学校の全学級で35人学級を実施

- ・小学校教科担任制の実施における専科教員の拡充
- ・学級担任がゆとりを持って指導の充実を図るには空きコマの確保が必要
- ・養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の定数改善に向けた義務標準法の見直し

養護教諭 複数配置基準の引き下げの完全実施の早期化を
 学校事務職員 共同学校事務室における新基準の早期完全実施を
 栄養教諭 共同調理場の場合も、食数ではなく学校数で算定を

教職の魅力化推進のための財源確保

- ・教員を支える体制強化のための支援スタッフの拡充
- ① 国庫補助率や補助単価の引上げが必要なもの
 スクールカウンセラー
 スクールソーシャルワーカー
 中学校部活動指導員
 教員業務支援員
 副校長・教頭マネジメント支援員
 医療的ケア看護職員
- ② 地方財政措置の拡充が必要なもの
 学校司書、ICT支援員、
 特別支援教育支援員
 高等学校部活動指導員
- ③ 国庫補助の創設が必要なもの
 高等学校部活動指導員
 スクールロイヤー



ゆとりをもって子どもにも向き合える。
 本来の業務に専念できる。

優秀な教員、人材確保のための取組の推進

多忙化等による教職に対するマイナスイメージが、近年の教職を志す人材の減少や離職による教員不足の要因となっている



職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、国において教員の福利厚生面の充実を図る取組を進めること

・教職のイメージアップ広報活動

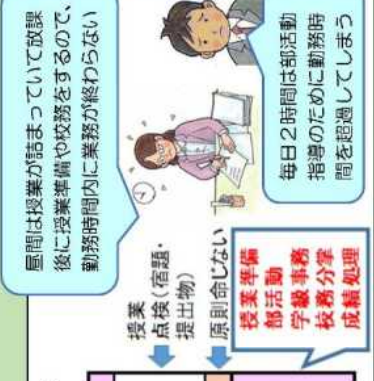
中高生のキャリア教育に組み込むような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模で広報に取組むこと



教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進

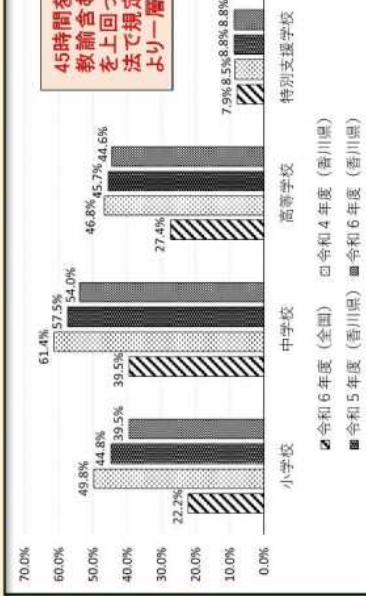
現状と課題

「在校等時間」の構成と教員の業務の現状



業務改善に取り組み、時間外在校等時間が一定減るなど成果も見られるが、現状は...

1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教諭の割合



45時間を超える教諭(主幹教諭・指導教諭含む)の割合は依然として全国を上回っており、また、いわゆる給特法で規定された目標達成に向けても、より一層の推進が必要

【出典】
 ・令和6年度(全国)・・・令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査(08.3月文部科学省公表)
 ・令和4年度～令和5年度(香川県)・・・香川県教育委員会全国調査
 ・香川県立支援学校は教諭(管理職を含む)

(2) 持続可能な部活動の運営確立

【提案・要望事項】

- ① 少子化が進む中でも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実を踏まえた部活動改革及び地域クラブ活動の推進等を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善、活動場所までの移動手段の確保等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図ること。
- ② 国において、部活動改革の必要性や目的、ゴール像を一層明確に示し、丁寧な広報を行うとともに、次期学習指導要領において、地域展開を進める県や市町、学校現場の機運の停滞、混乱を起こさせることがないように、改訂内容を検討すること。実証事業の成果を踏まえ、地域の実情に応じて部活動改革が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って取り組んできた市町において、改革に向けた意識や取組が後退することが決してないように、国の方針を着実に実行すること。保護者や県・市町の費用負担は必須となり、その負担を軽減するために国の制度改正も含め対応するとともに財政支援の充実を図ること。
- ③ 家庭の状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開に伴い、新たに生じる保護者等の費用負担を軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、引き続き国の責任において必要な財政支援を講じること。

【現状・課題】

- 少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が危惧される状況にあります。
- 子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するとともに、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域クラブ活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善、活動場所までの移動手段の確保等が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図る必要があります。

- 保護者や地域のスポーツ・文化芸術活動に関わる方々から、部活動の地域展開に関してその目的や意義について、不安に感じているとの意見が多く聞かれます。そのため、国において、地域展開の目的や最終的なゴール像を具体的に提示するとともに、地域展開が部活動の持つ教育的意義をいかに継承・発展させるのか、その関係性を整理した上で、丁寧な情報発信を行い続ける必要があります。
- 次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められる中、「部活動」の記載内容については、部活動の地域展開を先行して進める地域の意識や体制の後退や、運用における混乱が生じないように、検討を尽くされるよう強く要望します。
- また、部活動の地域展開の取組については、地域によって進捗の格差が生じていることから、地域の実情に応じて部活動の地域展開が円滑に進むよう、継続的な財政支援を要望します。
- さらに、休日の地域クラブ活動費等の支援や地方公共団体の推進体制整備等については、令和7年度までは国が実証事業として全額を負担していたところ、令和8年度からは、国・県・市町が1／3ずつ負担する補助事業となりました。その事業において設定されている参加生徒数や指導者配置人数等に応じた補助単価や、1市町当たりの補助上限額を、前年の実施状況や各地域の実情を踏まえて見直すことを要望します。
- 保護者や市町の費用負担を軽減するため、現在、部活動に従事する教職員に支払われている特殊勤務手当などの財源を活用できるよう、国において制度改正を行い、これまで国の方針に沿って取り組んできた団体等において、改革に向けた意識や取組が後退することがないように、また、円滑に地域展開を推進する必要があります。
- 部活動の地域展開に伴い、家庭の経済状況によって活動の機会に差が生じるのではないかと不安の声が聞かれます。

家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、特に、経済的に困窮する家庭に対して支援する等、国の責任において必要な財政支援を継続する必要があります。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局）

【県関係課】 保健体育課、生涯学習・文化財課

6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について (2) 持続可能な部活動の運営確立

所管府省

文部科学省(スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局)

関係係課

保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

少子化が進む中でも**将来にわたり**、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に**継続して親しむことができる機会の確保・充実**

- 地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる**環境の整備への財政支援の拡充**を図ること。
 - ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備・指導者となる人材の確保・指導者の処遇改善・活動場所までの移動 等
- 国において、**部活動改革の必要性や目的、ゴール像を一層明確に示し、丁寧な広報を行う**とともに、**次期学習指導要領**において、**地域展開を進める県や市町、学校現場の機運の停滞、混乱を起させることがないよう**、改訂内容を検討すること。
- **保護者や県・市町の費用負担を軽減**するために**国の制度改革も含め対応するとともに財政支援の充実**を図ること。
- **経済的に困窮する家庭に対する十分な支援**など、引き続き**国の責任において必要な財政支援**を講じること。

現状と課題

本県の取組み状況

方針の策定

各市町の推進計画作成及び進め方の参考資料



検討体制の構築

県・市町・関係団体との連携体制を構築と課題や解決方策の共有 等
市町の相談窓口及びサポート 等



実証事業の実施

県内市町において実証事業を実施
令和7年度 9市町実施



広域的な指導者確保

県が指導者人材バンクを設置



本県における6つの主要課題

■ 6つの主要課題

① 財源確保

- ◆ 人件費の確保
- ◆ 会費設定
- ◆ 減免制度

② 指導者確保

- ◆ 平日枠の不足
- ◆ 専門人材
- ◆ 適格性確認

③ 運営団体の立ち上げ

- ◆ 受け皿の設計
- ◆ 会計の透明性
- ◆ ガバナンス

④ 島しょ部の支援

- ◆ 合同チーム化
- ◆ 調整コスト
- ◆ 大会規定

⑤ 兼職兼業の継続性

- ◆ 異動リスク
- ◆ 労務管理
- ◆ 報酬準備

⑥ 移動手段

- ◆ アクセス確保
- ◆ 自転車利用
- ◆ 保護者負担

⑦ 横断的課題・基盤整備

安全・品質
ハラズメント・熱中症・事故
対応研修の共通化と受講義務化

大会制度
県中体連方針との運動、
地区大会の在り方見直し

情報公開
活動報告・会計報告の
標準様式策定

県総括コーディネーター資料より

(3) 子どもの安全・安心な環境等の実現

【提案・要望事項】

- ① 公立学校施設や社会体育施設の整備に当たっては、各自治体が、長寿命化改良事業や大規模改造事業などに、計画的に対応し、また、年度の早期から事業を確実に実施できるよう、可能な限り当初予算において必要な予算額を計上するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げにより、実態に応じた対策に活用できるよう、十分な財源を確保すること。また、各自治体が、非構造部材の専門的な点検を適切に実施できるよう、専門的な点検実施の経費にかかる補助制度を創設すること。
- ② 小中学校の体育館に空調設備を整備する自治体が、多額の自己財源を負担する必要が生じないように、学校施設環境改善交付金の制度を引き続き拡充すること。
- ③ 高等学校施設の長寿命化、体育館への空調設備の設置及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設・設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。また、「緊急防災・減災事業債」については、避難所に指定されていない高等学校についても、災害時における生徒や学校職員の安全を確保するために必要な防災機能設備等の整備を対象とすること。
- ④ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足や施設の狭隘化を早急に解消するための財政支援を拡充するとともに、児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運行経費にかかる財政支援の拡充を図ること。
- ⑤ 登下校時の通学路や学校内の安全・安心を確保するため、人的配置や資材の整備、遠距離通学者への支援等に対する財政支援を行うこと。
- ⑥ 夜間中学校の継続的な運営にかかる財政支援制度等を充実するとともに、学齢期を経過した生徒に対する就学援助制度を創設すること。
- ⑦ 原級留置（留年）に至った原因や背景には様々なものがあり、生徒が登校したくともできない状況にあるものもあることから、原級留置（留年）により就学支援金支援対象期間（全日制にあつては36月、定時制・通信制にあつては48月）を超過した生徒に対しても、再入学や編入学により当該期間を超過した生徒に対する学び直し支援と同様に、就学支援金相当額を支給する支援制度を創設すること。

【現状・課題】

① 公立学校施設整備における当初予算額の確保等

- 小中学校等における施設整備は、設置者負担の原則のもと、小中学校や特別支援学校の小中学部の校舎、体育館、寄宿舍の新增築事業には国庫負担金制度が、また、耐震化や老朽化対策、その他教育環境整備事業については交付金制度が国において設けられており、各市町等では、これらの制度も活用しながら施設整備を進めています。
- このようななか、公立学校では、建築後 40 年を超える施設が増加傾向にあり、近年、校舎の天井裏や体育館の外壁などの非構造部材から、モルタル片が落下する事案が発生しているとともに、教育環境の変化等に伴うバリアフリー化等の改装の必要性も増大しており、児童生徒が安全かつ安心して学校施設を利用するための対策が急務となっています。
- 一方、公立学校施設整備にかかる国の予算額は、平成 24 年度以降減少傾向が続いており、令和 3 年度当初予算においては、令和 2 年度当初予算と比較して 470 億円以上減少し、令和 8 年度当初予算においても同水準となっています。何らかの新たな措置がない場合、今後はさらに厳しいものとなることが予想されます。
- 今後、施設の老朽化対策や耐震化、学校統廃合等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全・安心かつ特色ある教育環境など学校施設の質的向上を図るため、また、住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される社会体育施設の安全性・機能性の確保を図るため、新增築事業はもとより、改築事業、長寿命化改良事業、大規模改造事業、給食施設整備等について、補助率・補助単価の引き上げを行うとともに、小規模な改修工事にも活用しやすい制度設計とするほか、非構造部材の専門的な点検実施に係る国庫補助制度を創設し、各自治体が計画するすべての事業が年度の早期から確実に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保されることを要望します。

② 小中学校の体育館への空調整備における財政支援の拡充

- 体育館については、近年、夏場の記録的な猛暑が続いているなかで、体育の授業や部活動中に熱中症となり救急搬送される事案なども発生しており、児童生徒の健康を最優先に考え、安全に体育館を利用するためには、エアコン等の空調設備を体育館に整備することが急務となっています。

- また、体育館は、豪雨や地震等による災害発生時の避難所に指定されている施設が多く、発災の季節によっては、熱中症や低体温症の発症などが懸念されていることから、エアコン等の空調設備の整備が不可欠です。
- 小中学校の体育館への空調設備の整備は十分に進んでおらず、令和7年5月1日時点において、本県の体育館への空調設備の設置率は16.7%であり、全国平均22.7%を下回っている状況です。
- 小中学校の体育館への空調設備の整備については、令和7年度に「屋内運動場の空調設備整備事業」が創設され、補助単価及び補助上限額の増額がなされたものの、当該事業は令和15年度までの時限措置であり、補助対象となるのは指定避難所の学校に限定されていることや、空調設備の更新は対象外となっていることから、整備する自治体が学校の体育館への空調整備を計画的に行えるよう、当該事業を恒常的な事業にするとともに、補助対象の拡充を要望します。

③ 高等学校の施設整備における財政支援の拡充

- 高等学校においては、昭和40年代から50年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、令和2年度に「香川県立学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な改修・改築等に取り組むこととしていますが、小中学校に比べ校舎等の規模も大きく、多額の負担が必要となってきます。
- 公立高等学校の体育館への空調設置率は、全国平均の14.0%を上回っているものの、本県の場合、全てスポットクーラーであるため、正式な空調設備ではない状況です。(令和6年9月 文部科学省調査)
- こうしたなか、生徒の多様化、脱炭素社会の実現、猛暑に起因する健康被害の防止など新しい時代に対応した特色・魅力ある高等学校づくりのための教育を施設面で支えることが重要であり、これら高等学校における校舎等の改修・改築、体育館への空調設備設置及び産業教育等のための施設・設備整備を積極的に推進できるよう、より一層の財政支援を要望します。
- また、緊急防災・減災事業債については、教育活動中に大災害が発生すれば、避難所に指定されていない高等学校についても、生徒や学校職員の安全を確保する必要があり、生徒等の安全な帰宅が見通せるまでは、体育館等の学校施設を避難所として利用することが求められることから、指定避難所でなくとも防災機能設備等の整備が急務となっており、財源の確保が必要です。

④ 特別支援学校の教室不足解消及びスクールバスの導入・運行経費にかかる財政支援の拡充

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校では、在籍者数の増加に伴い教室不足が生じており、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」を踏まえ、教室不足の解消を進めていくため、令和9年度までの時限的な措置とされている補助率の引き上げを恒常的な措置とするとともに、施設の新増改築等の補助単価の引き上げを要望します。
- また、児童生徒の通学範囲の広い特別支援学校において、スクールバスは通学を保障するために必要不可欠ですが、近年、児童生徒の増加に伴い、スクールバス利用希望者も増加しています。このため、一部の児童生徒にスクールバスの利用日の調整などをお願いせざるを得ないほか、車内が過密になる状況が生じています。引き続き、置去防止など安全管理の徹底も含め、児童生徒がスクールバスで安全・安心に通学ができる環境を整えるために、スクールバスの導入経費及び運行委託費を含む運行経費にかかる財政支援の拡充を図ることが必要です。

⑤ 通学路や校内における安全・安心の確保にかかる財政支援

- 通学路や校内における児童の安全確保に向け、各学校において安全指導・安全管理を行うとともに、警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等と連携した取組を実施しているが、人的配置や資材の整備等に限界があり、「警戒の空白」が生じていることから、人的確保や環境整備に向けた財政支援を要望します。
- 近年の気候変動による児童生徒の通学時の安全確保や、学校統廃合に伴う遠距離通学者への支援のため、国の特別交付税や既存の国の補助事業における遠距離通学の対象となる支援距離の見直しや、スクールバス等購入費への財政支援の拡充を要望します。

⑥ 夜間中学校の設置運営に伴う支援

- 夜間中学の設置運営は、言語やこれまでの教育状況等に応じ、多様な対応が求められるため、現在の定数措置では安定的な運営が難しく、教職員の定数措置や支援スタッフの増員などの財政支援の拡充と「夜間中学新設準備・運営補助」の補助期間の緩和や、補助率のかさ上げなどを要望します。
- より多くの生徒の学習を保障するため、生徒が経済的な理由で就学をあきらめることのないよう、就学援助制度の創設を要望します。

⑦ 修業年限超過者に対する財政支援

- これまで家庭の教育費の負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金制度により、高等学校の授業料に充てるための財政支援が行われており、さらに令和7年度からは、所得制限の事実上の撤廃がなされ、全世帯での教育無償化が図られました。

- また、高等学校を退学したことがある者が再入学や編入学したことにより、高等学校等就学支援金の支給対象となる学校の標準的な修業年限の期間（全日制にあつては36月、定時制・通信制にあつては48月）を経過した後も、高等学校等学び直し支援金制度により、全日制にあつては12月、定時制・通信制にあつては24月までの授業料の支援が行われています。

- しかしながら、再入学や編入学によるものではなく原級留置（留年）により支援金の支給対象となる期間を経過した生徒に対しては国からの財政支援がなく、本県単独で、県立高校では修業年限超過者修学支援金制度を、私立高校では特定私立高等学校生就学補助金制度を創設し、財政支援を行っている状況です。

- 原級留置（留年）に至った原因や背景には様々なものがあり、生徒が登校したくともできない状況にあるものもあることから、再入学や編入学により標準的な修業年限を超過した生徒と同様に財政支援を行う必要があると考えますので、当該生徒に対する財政支援制度の創設を要望します。

【所管府省】 文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局）、
スポーツ庁参事官（地域振興担当）、総務省（自治財政局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、
総務学事課

6 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について (3)子どもの安全・安心な環境等の実現

所管府省

文部科学省(大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局)、
スポーツ庁(参事官(地域振興担当)、総務省(自治財政局))

関係課

教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、
総務学事課

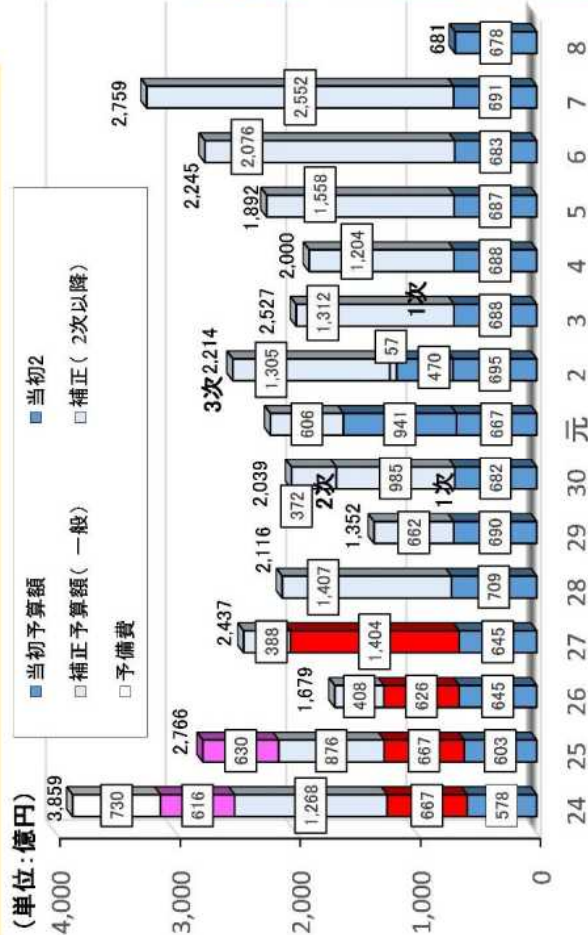
提案・要望事項

- ① 公立学校施設や社会体育施設整備における
当初予算額の確保等
- ② 小中学校の体育館への空調整備における財政
支援の拡充
- ③ 高等学校の施設整備における財政支援の拡充

- ④ 特別支援学校の教室不足解消及びスクールバスの導入運
行経費にかかる財政支援の拡充
- ⑤ 通学路や校内における安全・安心の確保にかかる財政支援
- ⑥ 夜間中学校の設置運営に伴う支援
- ⑦ 修業年限超過者に対する財政支援

現状と課題

公立学校施設整備予算額の推移(平成24年度～令和8年度当初予算)



※出典:「令和8年度予算案及び令和7年度補正予算案等について」(R8.1月文部科学省)

空調設備設置状況(小中学校・体育館等)

設置者	棟数	体育館等		うち、避難所指定校分(棟数)	設置率	うち、避難所指定校分(棟数)	うち、避難所指定校分(設置率)
		うち、避難所指定校分(棟数)	設置率				
香川県	251	247	42	42	18.70%	42	17.00%
全国	31,830	29,678	7,238	7,044	22.70%	7,044	23.70%

※出典:「公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査」(R7.5月文部科学省)

県立特別支援学校(全9校)の教室不足状況

- ・教室不足数73教室(前回(R5)調査時:66教室)
- ・国の設置基準上の必要面積を満たす学校数:校舎5校(55.6%)、運動場3校(33.3%)

※出典:「令和7年度公立特別支援学校における教室不足調査」(R7.3月文部科学省)

夜間中学にかかる財政支援の必要性

- ・夜間中学は、言語やこれまでの教育状況等に応じ、多様な対応が求められるため、職員の定数措置やスタッフの増員などの財政支援の拡充が必要。
- ・生徒が経済的な理由で就学を諦めることのないよう、就学援助制度の創設が必要。

修業年限超過者に対する財政支援

- ・原級留置(留年)により修学支援金の支給対象期間を経過した生徒に対しても、学び直しの生徒と同様に財政支援が必要。

【H26～R6実績】学び直し:公立391名、私立559名 修業年限超過者(県単独):県立135名、私立146名

7 高校教育改革の推進について

【提案・要望事項】

高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）で示された「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みの構築にあたっては、十分な予算を確保するとともに、地方の創意工夫を反映できる柔軟な制度設計とすること。

- ① 都道府県が「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の社会や産業を支える人材の育成・確保など、地域の課題に的確に対応した取組を実施できるよう、高校の設置状況や、就業構造、産業界のニーズなどの地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。
- ② 正規教職員の人件費や、老朽化した施設・設備等のハード整備を含め、改革の実行や公立高校の魅力向上のために必要な経費を幅広く対象とし、県及び学校現場の多様な実態を踏まえた実効性と柔軟性を兼ね備えた運用ができるようにすること。
- ③ 教職員の研修や働き方改革、教育データ活用、高校入試改革といった共通基盤の整備・刷新も同時に取り組めるよう交付金の支援の対象とすること。
- ④ 高校教育改革に関する基本方針に沿った取組を円滑に進めていくためにも、国は制度の詳細や検討状況について、今後とも丁寧かつ速やかな情報提供をすること。

【現状・課題】

- 急激な少子化の進展により、2039年には15歳人口が2024年比で約3割減少すると推計されており、地方における学校の小規模化が進むことで、多様な教育機会の確保が難しくなることが想定されています。このような不確実な時代において、生徒が主権者として自立し、AIに代替されない能力や個性を伸ばすためには、国がリーダーシップを発揮しつつ、地方自治体の創意工夫を強力に後押しする環境構築が急務です。
- 令和8年度から開始される「高校無償化」の新制度により、私立高校への進学が大きな選択肢となる一方で、公立高校の小規模化がさらに加速することが予測されます。地域社会の核である公立高校の魅力が低下すれば、地域そのものの衰退を招きかねず、居住地域に関わらず質の高い教育を選択できる環境の維持、向上が求められています。
- こうした状況に対し、国が「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」を掲げ、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を策定し、2040年に向けた高

校教育の共通ビジョンを示したことは、今後の改革を加速化させる上で極めて意義深いものです。また、令和7年度補正予算による「高等学校教育改革促進基金」の措置に加え、令和9年度からの「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みの検討は、自治体や学校の創意工夫を強力に後押しし、地域人材育成の中核である公立高校がその機能を維持・強化するための重要な支えになるものとして、本県としても高く評価しています。

- 一方で、少子化に伴い地域産業を支える人材育成が急務となるなか、公立高校の改革は、就業構造や産業界ニーズ等の実情に応じて一体的に進める必要があります。地方の様々な実情を踏まえた取組を実施できるよう、実行計画に基づく交付金の使途を過度に限定せず、地方の創意工夫を反映できる柔軟な制度設計が不可欠です。
- また、高校教育改革を促進し、地域産業の持続的成長を担う人材育成を進めるためには、産学連携コーディネーターの確保や外部人材の活用が不可欠ですが、通常業務に加えて対応を行う上での負担が大きく、これまでD Xハイスクール等の事業においても、指定要件の厳しさから申請を断念するケースが見られました。これらの困難な業務を行うためには、正規の教職員による対応が必要であり、教職員の働き方改革の観点からも、教職員定数の改善や研修等定数の加配を含めた人材配置に対する支援が不可欠です。
- 加えて、多くの公立高校においては、校舎や設備、トイレ等の老朽化が深刻な課題となっており、安全・安心で魅力的な教育環境の確保が喫緊の課題となっています。加えて、「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」の実現に向けては、インターネット環境の整備やI C T教育の充実など教育D Xへの対応が不可欠であり、これらに対応した施設や空調等の設備・備品の整備には多額の費用を要します。自治体の財政負担を抑えつつ、多様な実態や生徒のニーズに即して、トイレの洋式化など施設・設備等のハード整備も幅広く進められるよう、柔軟な財政支援が必要です。
- 加えて、本県においては、国の方針に先んじて独自の高校改革に着手し、地域課題の解決に向けた探究学習や産学官連携による高度な専門教育など、特色ある教育環境の構築に努めてまいりました。これらの先行的な改革を全県的に定着・深化させ、持続的なものとするためには、一過性の支援に留まることなく、これまで本県が独自に積み上げてきた改革的取組についても「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象として認めるなど、地方のこれまでの継続的な努力を尊重した柔軟な財政支援が不可欠です。
- 公立高校の改革は、個々の学校の取組みだけでは限界があります。各学校は教育委員会が管理する人事管理、高校入試、教育データ基盤といった共通基盤の上に成り立って

おり、先導的な取組みを県全体へ波及させるためには、これら共通基盤のアップデートを一体的に進める必要があります。そのため、交付金の使途を学校の取組みのみに過度に限定せず、広域的な支援を可能とする弾力的な制度設計が必要です。

- 地方自治体が取組を進めていくためには、国からの具体的かつ多岐にわたる情報提供が不可欠です。地方自治体の予算要求時期も考慮していただき、制度の詳細や検討状況について、国による速やかな情報提供ときめ細かな伴走支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課

7 高校教育改革の推進について

所管府省

文部科学省(初等中等教育局)

県関係課

高校教育課

提案・要望事項

- 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)で示された「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の新たな財政支援の仕組みの構築にあたっては、十分な予算を確保するとともに、地方の創意工夫を反映できる柔軟な制度設計とすること。
- 都道府県が「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の社会や産業を支える人材の育成・確保など、地域の課題に的確に対応した取組を実施できるよう、高校の設置状況や、就業構造、産業界のニーズなどの地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。
- 正規教職員の人件費や、老朽化した施設・設備等のハード整備を含め、改革の実行や公立高校の魅力向上のために必要な経費を幅広く対象とし、県及び学校現場の多様な実態を踏まえた実効性と柔軟性を兼ね備えた運用ができるようにすること。
- 教職員の研修や働き方改革、教育データ活用、高校入試改革といった共通基盤の整備・刷新も同時に取り組みめるよう交付金の支援の対象とすること。
- 高校教育改革に関する基本方針に沿った取組を円滑に進めていくためにも、国は制度の詳細や検討状況について、今後とも丁寧かつ速やかな情報提供をすること。

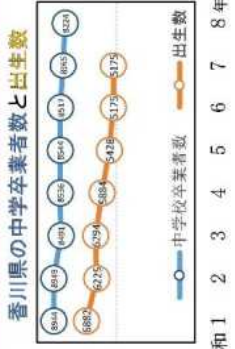
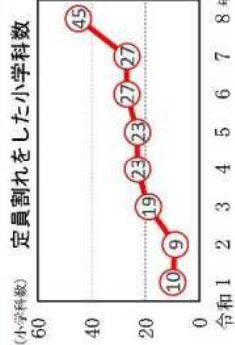
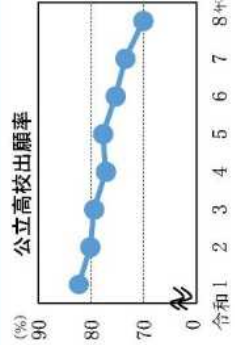
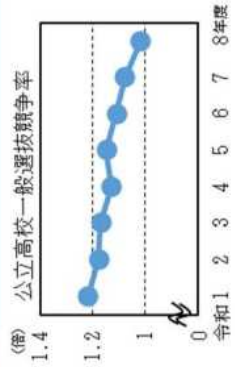
現状と課題

- 急激な少子化の進展
2039年には15歳人口が2024年比で約3割減少すると推計。
地方における教育機会の減少が深刻な懸念。
- 「高校無償化」の影響
令和8年度からの新制度により私立高校への進学が選択肢として拡大。
公立高校の小規模化が加速し、地域社会の核としての機能維持が困難。
- 施設・設備の老朽化と教職員の働き方改革
校舎や設備の老朽化に加え、教育DX(ICT環境整備)への対応に多額の費用が必要。改革を進める現場教職員への人的支援が必要。

今後の取組

「高等学校教育改革交付金(仮称)」の充実

- 用途の弾力化・柔軟性
自治体や学校現場の多様な実態を踏まえ、交付金の用途を過度に限定しないこと。
- ハード・ソフト両面への支援
トイレの洋式化などの施設改修から正規教職員の人件費まで幅広く対象とすること。
- 「共通基盤」の刷新支援
個別の学校支援だけでなく、教育委員会が管理する人事管理・高校入試などの共通基盤のアップデートを支援対象とすること。
- 制度の情報提供
国は制度の詳細や検討状況について、丁寧かつ速やかな情報提供をすること。



8 四国遍路の世界遺産登録について

【提案・要望事項】

四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること。

【現状・課題】

- 四国遍路は、阿波・土佐・伊予・讃岐からなる四国に点在する弘法大師修行の聖地の霊場を廻る巡礼です。巡礼者は、「同行二人」という弘法大師を身近に意識しながら大師修行の追体験として円環状の遍路道を巡り、地域社会は巡礼者を弘法大師に見立て、無償の支援の「お接待」で迎え入れるなど、近世社会の成熟に随伴して日本各地で生じた多様な個人を宗教・宗派や貧富を問わず受け入れた「救済の場」として機能しました。構成資産の札所寺院や遍路道は、これらのユニークな信仰を示す唯一無二の物証であり、四国遍路は世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を有しています。
- 四国遍路は、平成 19 年の四国 4 県及び関係市町村による提案を行い、平成 20 年の文化審議会の審査結果では国内暫定一覧表の次点候補としての評価を受け、平成 22 年 3 月に産学民官による「世界遺産登録推進協議会」を設立し、課題解決に向けた取組を積み重ねてきました。
- 「普遍的価値の証明」については海外の専門家より高評価を得るなど検討が進んでおり、「資産の保護措置の充実」についても、近年、史跡指定による札所寺院や遍路道の保護が進捗をみせております。
- 加えて、遍路道については、4 県と関係市町が連携して、景観法や文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定による保護の取組を進めております。
- 「地域コミュニティの積極的な参画」については、遍路道の点検・清掃の活動に一万人を超える参加がみられるなど、保存・継承に対する機運が高まっています。
- 今後とも、四国 4 県をはじめ関係団体が一丸となって構成資産の調査・保全に積極的に取り組むとともに、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティとともにある持続可能な文化遺産を目指してまいります。
- つきましては、我が国を代表する巡礼である四国遍路の世界遺産登録について、早期に世界遺産暫定一覧表へ記載することを要望します。

【所管府省】文部科学省（文化庁）

【県関係課】文化振興課

8 四国遍路の世界遺産登録について

所管府省 文部科学省・文化庁

関係係課 泉閣係課

文化振興課

提案・要望事項

○ 四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること

● 世界遺産登録の道程と課題

世界遺産登録 ← 国内暫定一覧表



★課題解決の取組強化

○ 資産の保護措置1 史跡指定等の加速化
四国全体34か寺(徳島県8,高知県5,愛媛県10,香川県11)
※参考 H28再提案時 8か寺 → R8.3 34か寺

○ 資産の保護措置2 重要文化的景観による遍路道の保護
・景観法・文化財保護法に基づく重要文化的景観選定の取組の推進

○ 顕著な普遍的価値(OUV)の証明
・国際会議での高評価(R7.2)
・シンポジウム開催による価値の積極的な発信

● これまでの主な経緯と課題

- ・H20 国内暫定一覧表公募
カテゴリー1a(登載次点候補・高評価)
- ・H22～ 推進協議会設立
- 課題解決の取組
資産の保護措置
文化財調査・史跡指定等(札所・遍路道)
顕著な普遍的価値(OUV)の証明
学識経験者による調査研究
地域コミュニティの積極的な参画
保存・継承活動への地域の参加



四国遍路
(67番大興寺)



お接待風景

● 新たな国の動き(国内暫定一覧表の見直し)R3.3[※]

- ・平成20年以来的の国内暫定一覧表の見直し
- ・令和3年3月文化審議会が「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」(第一次答申)を公表
- ・令和6年4月文化審議会世界文化遺産部会にワーキンググループを設置

○ 地域コミュニティの積極的な参画 機運の醸成

- ・一日一斉おもてなし遍路ウォーク(主催NPO法人) 遍路道の点検・清掃活動
参加 10,602人(R8 主催:NPO法人) ※R7 10,015人

国内暫定一覧表追加

本推薦に向けた課題解決
の取組の更なる加速化

香川県における
文化的景観に関する取組み

4県での文化的景観の重点地区に関する協議と選定
本県では①引田(東かがわ市)・②多和(さぬき市)を選定

文化的景観の重点地区の所在する自治体(東かがわ市)と協議

- 県において市町都市計画担当課長会・市町文化財担当者会・美しい景観づくり研究会(県主催)で四国遍路における文化的景観の重要性、景観保護の仕組み、進め方等について周知
- 県と東かがわ市の文化財部局、都市整備部局と協議(進め方等)を開始
- 文化庁文化的景観部門の主任文化財調査官による現地指導を実施
- 東かがわ市引田地区でまちづくり講座を開催し、まち歩きを実施

景観法
○景観計画区域、景観地区、準景観地区の決定
○景観計画、景観地区に関する都市計画、景観農業振興地域整備計画等の策定

文化的景観に関する保存調査
(文化的景観の構成要素及び範囲等の調査)

景観法その他の法律に基づく文化的景観の保存に必要な規制を定める条例の制定

文化的景観保存活用計画の策定

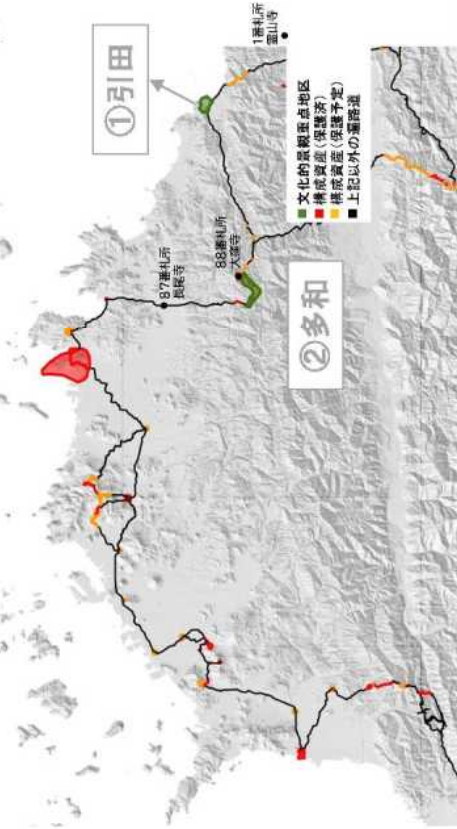
重要文化的景観の申出に関する所有者等の同意

文化財保護法
重要文化的景観の申出

文化庁による重要文化的景観選定

文化的景観の重点地区

香川県における札所と遍路道



①引田の文化的景観
(88番札所～1番札所)

市 町 東かがわ市 (景観行政団体)
対象範囲 7.1km²
選定基準 (1) (5) (7) (8)
概要説明
阿波往還や遍路道、播磨灘の海運による流通往来及び海岸平野の地形環境を活かした生業による文化的景観



東かがわ市引田地区

②多和の遍路道と大窪寺門前町の文化的景観 (87番札所～88番札所)

市 町 さぬき市 (景観行政団体)
対象範囲 4.5km²
選定基準 (7) (8)
概要説明
讃岐と阿波を結ぶ主要街道や遍路道による往来と、結願遍路で賑わう大窪寺門前町場による文化的景観



さぬき市多和地区

9 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

【提案・要望事項】

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、他の依存症と同様に法整備を行うとともに、ネット・ゲーム依存症に対応できる医療機関等が全国的に不足するなか、地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材を育成するための研修など、医療提供体制の充実のために必要な施策を講じること。
- ネット・ゲーム依存症について、その危険因子を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。また、正しい知識の普及啓発を行うとともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するための研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの活性化について、子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

【現状・課題】

- 世界保健機関（WHO）は、平成30年6月に公表した改訂版国際疾病分類において、「ゲーム行動症」を追加しました。

また、厚生労働省の調査研究事業として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査（令和7年度研究報告書）」によると、平成30年度に実施した同様の調査と比較した場合、インターネット及びゲームの問題的使用傾向はいずれも上昇しており、特に若年層においてその割合が高かったとのこと。この背景には、スマートフォンやSNSの普及に加え、デジタルメディアへの接触機会の低年齢化が影響していると考えられ、今後は、ライフステージに応じた適切な利用指導や、学校・家庭・地域が連携した予防的介入を推進することが重要であるとされています。

さらに、国においてはゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図るため、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を立ち上げ、ゲーム依存症対策について検討を行っているほか、令和2年度からは依存症対策総合支援事業の対象に新たに「ゲーム依存症」が追加され、一定の財源措置が図られたところであります。

- 本県においても、令和2年度、3年度、4年度、6年度に小中高生を抽出し実施したスマートフォン等によるインターネットやゲームの利用状況等の調査結果などからは、スマートフォン等の利用に当たり、ネット依存傾向として注意が必要な生徒が一定割合（令和6年度調査：小学生（4～6年）：3.2%、中学生：5.4%、高校生：6.7%）は存在することが明らかとなり、これまでも子ども・若者のスマートフォン等の適正利用に向けて、フォーラムや出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組むとともに、精神保健福祉センターや各保健所などにおける相談支援や、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会の開催、(独)国立病院機構久里浜医療センターが実施するインターネット依存症研修への教員等の派遣などを行ってきたところです。
- また、子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月には、インターネットやゲーム依存症対策に特化した「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を全国で初めて制定したところであります。
- ネット・ゲーム依存症の対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や、医療提供体制の充実などの対策を総合的に推進する必要があります。
- ネット・ゲーム依存症は、年齢が低いほど陥りやすいとも言われていることから、乳幼児期の子どもの保護者に対しても、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識を普及啓発することが必要です。
- ネット・ゲーム依存症については、まだ解明されていないことも多いものの、(独)国立病院機構久里浜医療センターや本県の調査結果からは、日常生活や学習面への悪影響が懸念される状況となっており、全国的な調査結果等も踏まえた適切な予防対策などを講じる必要があります。
- また、子ども・若者は、ネット・ゲーム依存症に一度陥ると抜け出すことが困難となるため、その対策が急務であり、これまでの取組に加え、他の依存症対策と同様にネット・ゲーム依存症のための法整備を検討する必要があります。
- 医療面においては、ネット・ゲーム依存症対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしかなく、本県においてもネット・ゲーム依存症を治療できる医療機関が限られています。そのため、令和7年度からは、県内の医療従事者を対象としたアディクションサポート医養成事業を開始し、ネット・ゲーム依存症に関する知識を持つ人材を広く養成しておりますが、拠点となる病院を中

心とした医療提供体制の構築を図るためには、小児科医と精神科医との連携などによる早期発見・早期治療のための取り組みをより一層推進する必要があります。

- 加えて、学校現場等で適切な対応を行うためには、(独)国立病院機構久里浜医療センターにおけるネット・ゲーム依存症治療の知見や全国的な実態調査を踏まえたネット・ゲーム依存の予防や依存のおそれがある場合に活用できる対応マニュアルを整備する必要があります。
- 人材面においては、早期発見・早期治療のための相談支援を行っているところですが、特に地方では、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等のほか、直接児童生徒に対応する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや保護者等に対するネット・ゲーム依存の予防対策の指導者の確保や育成が急務であります。
- eスポーツは、今後の成長分野として期待されており、国においては、令和2年3月に「日本のeスポーツの発展に向けて～更なる市場成長、社会的意義の観点から～」を公表したのをはじめ、令和7年6月に策定した「エンタメ・クリエイティブ産業戦略～コンテンツ産業の海外売上高 20兆円に向けた5ヵ年アクションプラン～」では、国内におけるeスポーツ産業の機運醸成を図るとされています。しかし、一方で、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることを防ぐよう、慎重に取り組む必要があります。
- 子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代に愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるように取り組む必要があります、そのための支援や施策を講じることを要望します。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）、こども家庭庁（成育局）、
文部科学省（総合教育政策局）

【県関係課】 子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

9 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

所管府省

厚生労働省(社会・援護局)、こども家庭庁(成育局)、
文部科学省(総合教育政策局)

関係係課

子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、他の依存症と同様に法整備を行うとともに、ネット・ゲーム依存症に対応できる医療機関等が全国的に不足するなか、地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材を育成するための研修など、医療提供体制の充実のために必要な施策を講じること。
- ネット・ゲーム依存症について、その危険因子を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。また、正しい知識の普及啓発を行うとともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するための研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの活性化について、子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な施策を講じること。

現状と課題

- WHOが改訂版国際疾病分類において「ゲーム行動症」を追加
- ゲームの長時間利用は成績低下や仕事などに悪影響
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例
 - ・子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月に、インターネットやゲーム依存症対策に特化した条例を全国で初めて制定
- 家庭や学校を含む社会全体で対応する必要
 - ・乳幼児期の子どもへの保護者への対応も必要
- 全国的な調査結果等を踏まえた適切な対応が必要
- 専門機関や専門家が不足
 - ・ネット・ゲーム依存症の専門外来がある医療機関、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等が不足
- 学校現場等での適切な対応が必要
- eスポーツの活性化が依存症につながらないような取組が必要
- 保護者との愛着形成が依存を抑制するとの指摘もあり重要

今後の取組

国による総合的な 対策と人材育成が必要

- 未然防止のための正しい知識の普及啓発
- より詳細な実態把握と適切な予防対策
- 依存症対策のための法整備の検討
- 医療提供体制の充実
 - ・拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築、小児科医と精神科医などの連携体制の構築
- 全国的な実態調査等を踏まえた学校での予防対策
 - ・対応マニュアルの整備
- 人材確保・育成
 - ・医療、教育従事者向け研修体制の構築
 - ・専門家の派遣

10 医師確保対策について

【提案・要望事項】

- ① 国は、医師偏在指標や将来に必要な医師数など機械的に算出された数値を基準として、地域における医師の過不足を判断し、医師確保・偏在是正の施策を実施している。本県においては、現在でも県内の中核病院において運営上必要な医師数を満たしていない状況にあり、さらに2035年にかけて、入院医療の需要がピークを迎えることに加え、全国に先駆けて医師の高齢化が進展していることに伴い、外来医療を担う診療所医師数の急速な減少が見込まれることを踏まえれば、こうした相対的な基準により、画一的に地域枠医師の臨時定員の削減や、専攻医の募集定員にシーリングを設けることは、若手医師の不足や医師の地域偏在が解消されていない現状を踏まえると全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続及び専攻医募集シーリングの慎重かつ柔軟な運用を強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

【現状・課題】

- 令和7年12月に公表された令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は、299.9人と全国平均267.4人を上回るものの、県内の二次医療圏で全国平均を上回っているのは東部保健医療圏のみであり、特に小豆保健医療圏においては、191.9人と全国平均を大きく下回っています。
- さらに、二次医療圏よりも小さな圏域である、東部保健医療圏内の大川圏域と西部保健医療圏内の三豊圏域における人口10万人対医師数は、それぞれ174.1人、219.3人と、全国平均を大きく下回っています。本県では、令和6年3月に策定した香川県医師確保計画において、小豆保健医療圏を医師少数区域に、大川圏域を構成するさぬき市、東かがわ市、三豊圏域を構成する観音寺市、三豊市を医師少数スポットとして定めるとともに、これら医師不足地域等に所在する医療機関を地域枠の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を本県の大きな課題である地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けています。
- また、令和6年10月1日時点の人口により計算した本県の令和7年度における人口10万人当たりの専攻医採用数は6.32人で、全国平均の7.89人を下回っているほか、令

和6年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、医療施設に従事する本県の45歳未満の医師数は、全体の33.2%で全国平均の39.8%を大きく下回っており、若手医師の確保は喫緊の課題となっています。

- こうしたなか、令和7年度医学部臨時定員については、医師多数県の臨時定員を2割削減し、医師少数県へ配分されることとなり、本県の臨時定員は14名から11名に減員となりました。国の検討会において、令和8年度医学部臨時定員についても、令和7年度と同様に医師多数県の臨時定員を2割削減する方針が示され、最終的には、地域における高齢医師・若手医師数の割合や恒久定員内地域枠の設置状況が考慮されたことにより、本県は、令和8年度の臨時定員は維持されました。
- 令和9年度については、本年4月に公表された医師偏在指標により、本県は、医師多数県から医師中程度県になりましたが、国の検討会において、医師多数県から医師中程度県となった県の臨時定員は1割削減するとともに、令和10年度においては医師多数県以外の都道府県においても臨時定員を削減する方針が示されています。
- 一方で、県内の中核病院を対象に令和7年度に実施した、医師の充足状況等実態調査では、各医療機関が運営上必要と考える医師数の9割程度しか確保できておらず、主な診療科では救急科の医師充足率が8割程度の状況にあります。
- 加えて、入院医療の需要は2035年頃にピークを迎えると推計され、外来医療の需要及び診療所医師の必要数は減少するものの、本県の医師の高齢化の状況を踏まえると、診療所医師数は今後、急速に減少することが見込まれます。さらに、医師の働き方改革に伴う労働時間の減少なども考慮すると、本県の地域医療体制を確保するためには、地域枠医師に加えて、医学部総定員を維持することが極めて重要になります。
- つきましては、医師偏在指標の多寡のみによらず、地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の措置継続を強く要望します。
- また、専攻医募集シーリングについて、過去3年間の採用数の平均が5人を超える診療科をシーリング対象とする運用は、専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込む恐れとなることから、地域における必要な診療科の偏在状況などを考慮し、専攻医募集シーリングの慎重かつ柔軟な運用を強く要望します。
- 一方、医師の働き方改革については、令和3年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布さ

れ、令和6年4月から、医師に対する時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置に関する枠組みが適用されています。

- 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、特に医師不足に悩む地域の医療機関からは、将来的に、夜間救急や周産期医療等の医療提供体制を縮小せざるを得なくなるのではないか、大学病院等による派遣医師の引き上げにより現在の医療提供体制が維持できないのではないかとといった懸念が寄せられています。
- この問題の根本的な解決のためには、医師の絶対数を増加させるとともに、医師不足地域の医療機関において医療提供体制を維持するために必要な医師数を確保することが不可欠であることから、国として、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な財政的支援等を含めた対策を一体的に講じることを要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医療政策課

10 医師確保対策について

所管府省

厚生労働省(医政局)

県関係課

医療政策課

提案・要望事項

- ① 国は、医師偏在指標や将来の必要な医師数など機械的に算出された数値を基準として、地域における医師の過不足を判断し、医師確保・偏在是正の施策を実施している。本県においては、現在でも県内の中核病院において運営上必要な医師数を満たしていない状況にあり、さらに2035年にかけて、入院医療の需要がピークを迎えることに加え、全国に先駆けて医師の高齢化が進展していることに伴い、外来医療を担う診療所医師数の急速な減少が見込まれることを踏まえれば、こうした相対的な基準により、画一的に地域枠医師の臨時定員の削減や、専攻医の募集定員にシリーングを設けることは、若手医師の不足や医師の地域偏在が解消されない現状を踏まえると全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続及び専攻医募集シリーングの慎重かつ柔軟な運用を強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

・ 現状と課題

① 地域枠医師の臨時定員

- ・ 本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は全国平均を上回っているが、小豆保健医療圏をはじめ、大川圏域、三豊圏域が全国平均を大きく下回っている。
- ・ 本県では、小豆/大川/三豊といった医師不足地域に所在する医療機関を地域枠医師の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けている。
- ・ 本県の人口10万人当たりの専攻医採用者数、45歳未満の医師数は全国平均を大きく下回っている。

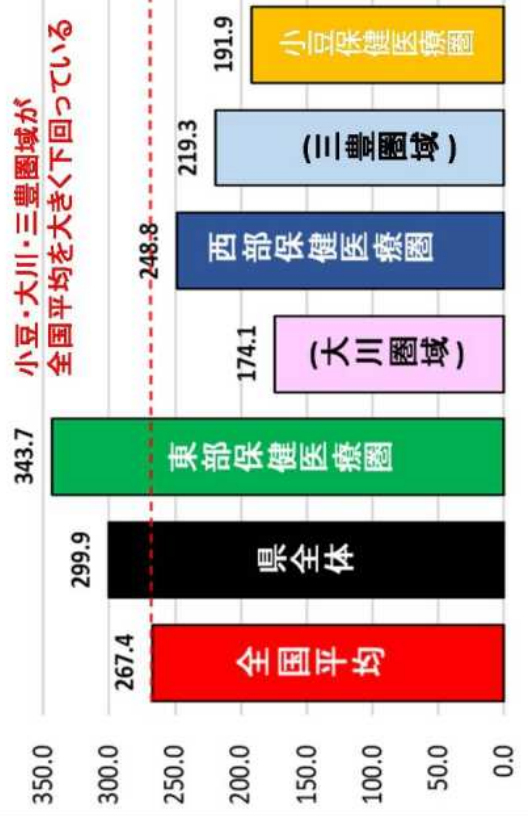
⇒**地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続及び専攻医募集シリーングの慎重かつ柔軟な運用をを求める!**

② 医師の働き方改革

・ 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、夜間救急や周産期医療等これまで医師の時間外労働によって支えられてきた医療が縮小に向かうのではないかと。また、他病院への派遣を行っていた医療機関により、医師が引き揚げられてしまうのではないかとといった懸念が、特に医師不足に悩む地域の医療機関から寄せられている。

⇒**医師の絶対数を増加させ、医師不足地域の医療提供体制を維持するのに必要な医師数を確保するため、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な対策を国として一体的に講じることを求める!**

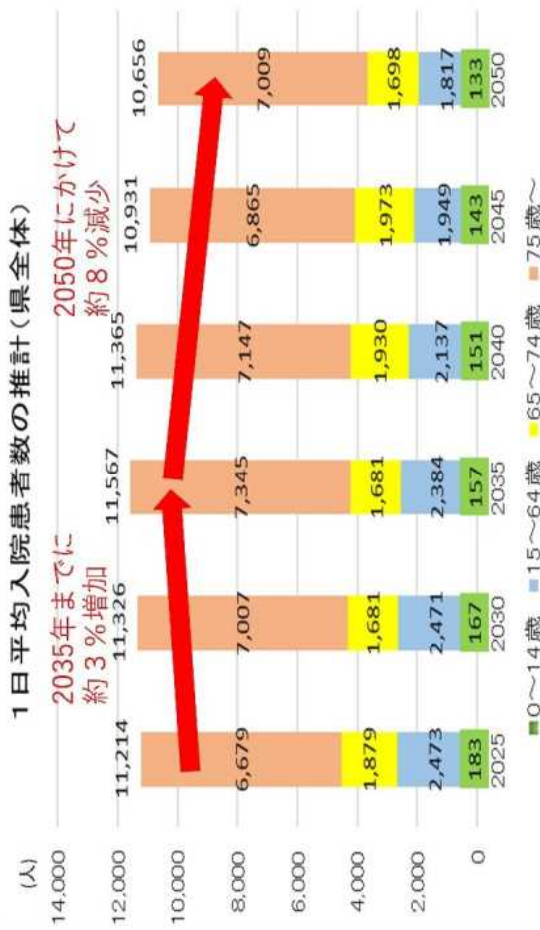
医療施設に従事する人口10万人対医師数



(資料) 医師・歯科医師・薬剤師統計(令和6年末現在)

将来の医療需要の変化

厚生労働省「令和5年患者調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」から作成



将来の医師数の変化

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計(平成26年、令和4年)」から性・年齢階級別医師数の移動率を基に作成



医師確保対策の強化による不足医師数の確保

- 2035年頃に向け、入院需要の増加、医師の働き方改革等に伴う病院勤務医の労働時間の減少、外来需要の減少を上回る開業医の減少等の影響により、不足医師数は増加
- 県内の将来の医師数について
 - ・現在の臨時定員を含め医学部総定員を維持する
 - ・令和9年度以後の地域枠定員の増員や、令和8年度から香川大学で新たに実施する公募方式による奨学金の創設など医師確保対策を強化する
 - ・地域枠等の医師が義務明け後も全て県内に定着すると仮定した場合であっても、不足医師数を概ねカバーできるのは2045年頃となる見込み。

病院・診療所の不足医師数と新たな対策による確保医師数(粗い推計)



11 生産性を高める農業基盤の整備について

(1) 農業農村整備事業関連予算の確保

【提案・要望事項】

農業農村整備事業は、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、国土強靱化、多面的機能の発揮の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。

【現状・課題】

- 農業農村整備事業は、ほ場・水利施設の整備などにより、良好な営農条件を確保し、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展を図るほか、農村の生活環境整備や多面的機能の発揮による地域の振興、ため池の防災対策による国土強靱化の観点からも重要な事業です。
- とりわけ、ほ場整備関連事業については、担い手への農地の集積・集約化率に応じて農家負担を軽減する制度の積極的な活用により、事業要望が増加していることに加え、継続地区においても、必要予算を確保できずに事業工期が延伸しており、地域からの要望がある新規地区についても事業着手できないことから、土地改良区等がその一部を県単独事業で整備している状況です。「大区画化等加速化支援事業」についても、積極的に活用しておりますが、条里制の遺構が残る地域では大部分がコンクリート畦畔となっており、畦畔除去の助成単価と実際の費用が乖離しているため、その差を県が支援している状況です。
- また、農業用排水路についても、築造後、相当年数が経過しており、ライフサイクルコストを低減する観点から、早急に老朽化対策を講じる必要が生じています。このようななか、「連携管理保全計画（水土里ビジョン）」の制度が創設されたことから、県では6割の土地改良区で策定することを目標に、制度の周知を行い、順次策定が進められているところであり、策定エリアが広範囲にわたった場合には国の補助上限の300万円を上回る策定経費が必要となることから、県においても300万円を上限に上乗せ支援しています。併せて、水土里ビジョン策定のメリット措置として、また、策定した水土里ビジョンに基づき基幹から末端に至るまでの一連の施設を適切に保全・管理していけるよう、国の補助制度や県の単独制度について、県の負担率や補助率を引き上げています。

- さらに、近年の農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能が低下しているため、引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進する必要があります。
- このため、農村地域の要望にこたえた事業推進に向けて、農山漁村地域整備交付金や非公共事業を含めた農業農村整備事業関連予算については、近年の建設資材価格や労務単価の高騰も踏まえると、令和8年度補正以降の予算について、要望に見合った十分な予算確保を要望します。
- さらに、生産コストの削減や、担い手が借り受けしづらい農地の営農条件を改善するため、コンクリート畦畔を除去する場合の助成単価を追加するなど、畦畔除去等の簡易な整備による大区画化等の取組に対し、地域の実情に即した支援が必要です。
- また、農業水利施設の老朽化対策については、農業従事者の減少や混住化の進行等により、受益農家数が減少し、事業を実施する際の戸当たりの受益者負担が増加していることから、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくため、水土里ビジョンのメリット措置を追加するなど、受益者負担の軽減を図るための新たな制度の創設や地財措置の拡充が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】 土地改良課、農村整備課

11 生産性を高める農業基盤の整備について

(1) 農業農村整備事業関連予算の確保

所管府省

農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

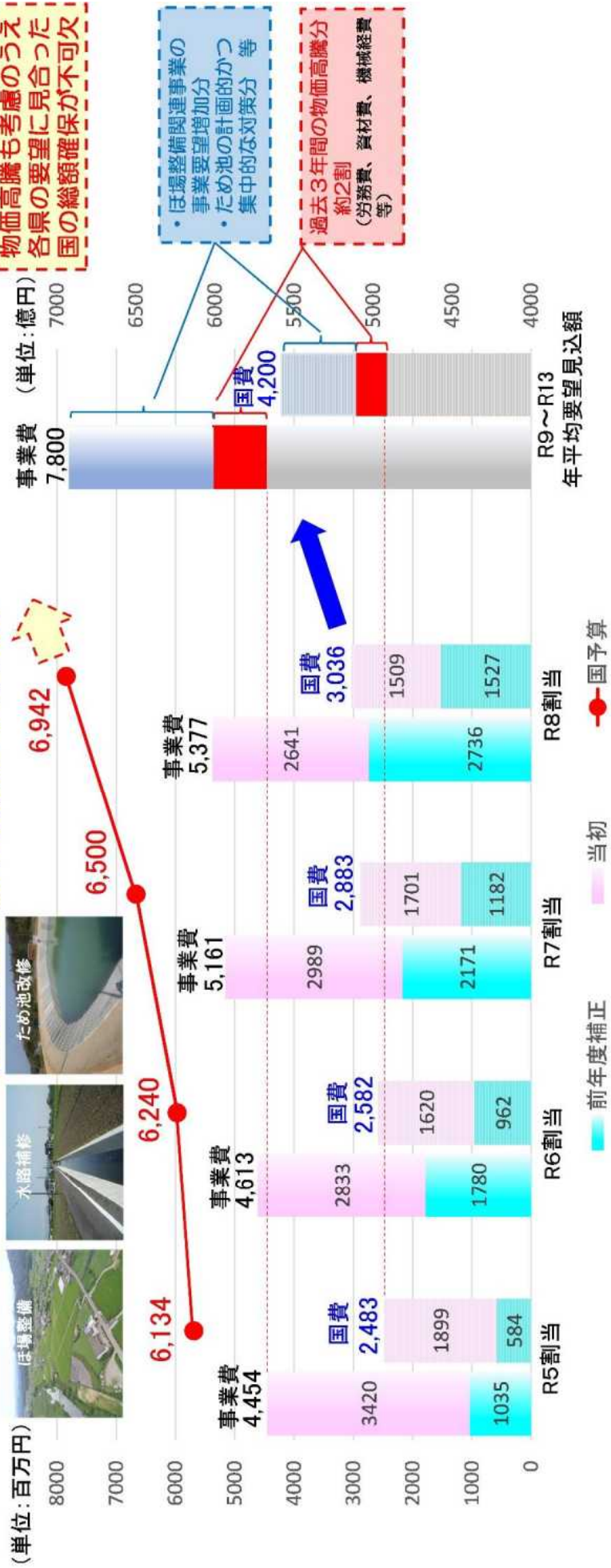
関係課

土地改良課、農村整備課

提案・要望事項

農業農村整備事業は、食料安全保障の確立や農業競争力の強化、国土強靱化の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、**農業農村整備事業関連予算について、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに事業実施に伴う農家負担の軽減を図ること。**

農業農村整備事業関連予算状況



ほ場整備関連事業の計画的な進捗による早期効果発現のための予算確保について

ほ場整備関連事業の継続地区において事業工期が延伸し、担い手への集積や水稻の作付、高収益作物の栽培など、**事業効果の発現が遅延しており、香川県の低いほ場整備率の上昇を加速化するためにも十分な予算が必要。**

提案・要望事項

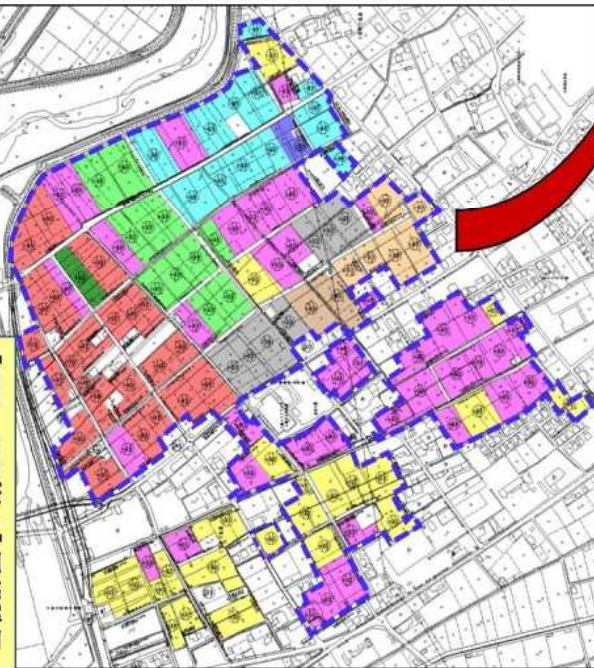
工期の延伸の例

- 農業競争力強化農地整備事業 下高瀬地区
- 総事業費 9.9億円
- 工期 R5～R12（当初R5～R10）
- 受益面積 44.7ha（区画整理 35.9ha）

令和10年度完了から令和12年度完了に工期が延伸し、担い手A～Iの農地が未整備で、経営規模拡大が遅れていることから、**早期の工事完了が必要**



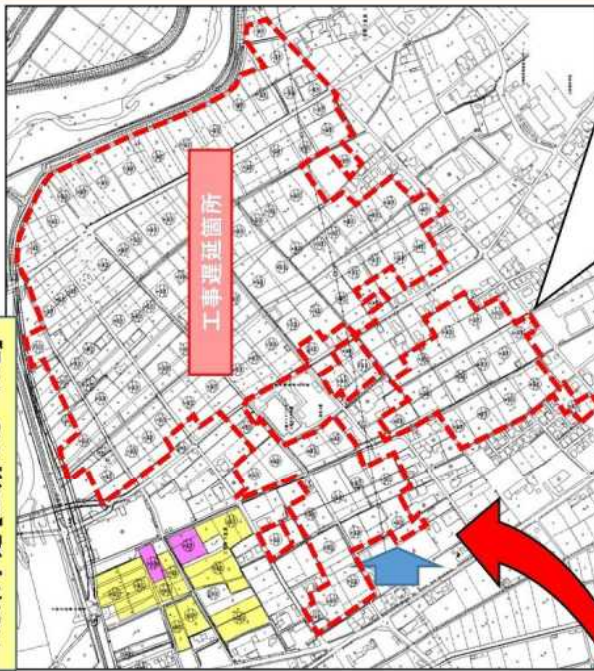
当初計画【工期：R5～R10】



各耕作者の農地における整備済面積（単位：ha）

凡例	耕作予定者	当初計画	R8末見込	進捗率
A	6.2	2.5	40.3%	
B	3.8	0.0	0.0%	
C	1.5	0.0	0.0%	
D	0.3	0.0	0.0%	
E	2.2	0.0	0.0%	
F	6.4	0.0	0.0%	
G	0.9	0.0	0.0%	
H	0.3	0.0	0.0%	
I	3.5	0.0	0.0%	
小計	25.1	2.5	10.0%	
個人	10.8	0.4	3.7%	
合計	35.9	2.9	8.1%	

R8末予定【工期：R5～R12】



工期延伸により、大型機械導入による営農労力の軽減、高収益作物や麦等の裏作の導入等の事業効果の発現が遅延

水土里ビジョンの策定支援とメリット措置 (赤字：県拡充)

水土里ビジョン策定支援事業	1 ビジョン当たり 国 上限300万円 + 県 上限300万円
経営診断・改善指導	それぞれ指導 1 地区当たり 8 万円の定額助成 (1 つの地区に対して両方の指導を行うことも可)
水土里ビジョンに基づく取組が円滑に進むための、法制度上の措置や予算面での支援策といったメリット措置	

法制度上の措置

	措置内容
情報通信環境整備事業の手続きの簡素化	情報通信事業の活用のための環境整備に必要な事業の計画 (計画の変更を含む。) を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、認可を受けた当該連携保全計画に従って行う当該事業に係る計画の認可 (計画の変更の認可を含む。) を不要とする。
土地改良区の合併手続きの簡素化	土地改良区の合併に係る事項を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、当該合併については、土地改良法の合併に関する都道府県知事の認可 (第72条第2項) を不要とする。

予算面での支援策

事業名	支援内容
土地改良区機能強化支援事業	水土里ビジョンに位置付けられる合併について、支援基準を緩和 (水土里ビジョンを策定する場合「合併後の面積300ha以上」を撤廃)
① 土地改良施設維持管理適正化事業	整備補修事業のうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率を引き上げる (補助率 国30%→40% 県40%) とともに、資金の造成に財政融資資金を活用することにより、任意の年度に実施可能 (基本的には加入初年度に実施)。
② 水利施設管理強化事業	水土里ビジョンに位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携管理保全型」を国が創設 (補助率 国約19% → 25% + 県25%)。
③ 水利施設等保全高度化事業 (県営)	水土里ビジョンに位置付ける県営造成の基幹的水路や排水機場等の長寿命化について、県負担率を引き上げる (県負担率 29%→32% 中山間29%→31%)。
④ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (団体営)	水土里ビジョンに位置付ける団体営造成の水路や頭首工等の長寿命化について、補助率を引き上げる (補助率 県25%→27%)。
⑤ 単独県費補助土地改良事業 【県単独補助事業】	水土里ビジョンに位置付ける施設 (水土里ビジョンの地域協議会を組織した土地改良区において、水土里ビジョンに位置付けることとしている施設を含む) について、補助率を引き上げる (補助率 県50%→55%)。
⑥ 香川用水非受益地域用水確保事業 【県単独補助事業】	これまでの新設の要件を満たす施設の更新・長寿命化を補助対象にするとともに、水土里ビジョンに位置付ける施設 (水土里ビジョンの地域協議会を組織した土地改良区において、水土里ビジョンに位置付けることとしている施設を含む) について、補助率を引き上げる (補助率 県60%→65%、70%→75%)。

多面的機能支払交付金の予算確保について

要望

- 近年の農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能が低下しているため、多面的機能の維持・発揮を促進する必要があることから、**近年の物価高騰も考慮のうえ、多面的機能支払交付金の要望に合わせた十分な予算を確保すること。**
- 地域が共同で行う防災・減災力の強化に向け、計画的に施設補修を進めるため**防災・減災地域共同活動支払交付金の安定的に十分な予算を確保すること。**

実施状況



<防災・減災の取組み> 共助による防災・減災社会の構築

防災重点農業用ため池の保全・管理

4年間で新たに**297か所**の管理に着手

事業活用ため池管理数



効果

- ・草刈りによるため池堤体の変状早期発見
- ・点検による豪雨への備え
- ・補修による災害発生防止
- ・防災訓練の実施（ハザードマップの活用等）

日常管理が重要

取組拡大・管理数増加が必要



流域治水の取組み（田んぼダム）



4年間で**52活動組織、526ha**で田んぼダムの取組み開始

効果

- ・52.6万トンを一時貯留 ※ 526ha × 水位10cmと想定
- 多面的機能支払の活動組織が協働で田んぼに降雨を一時貯留することで、下流域の河川の急な水位上昇を抑える

防災・減災地域共同活動支払交付金

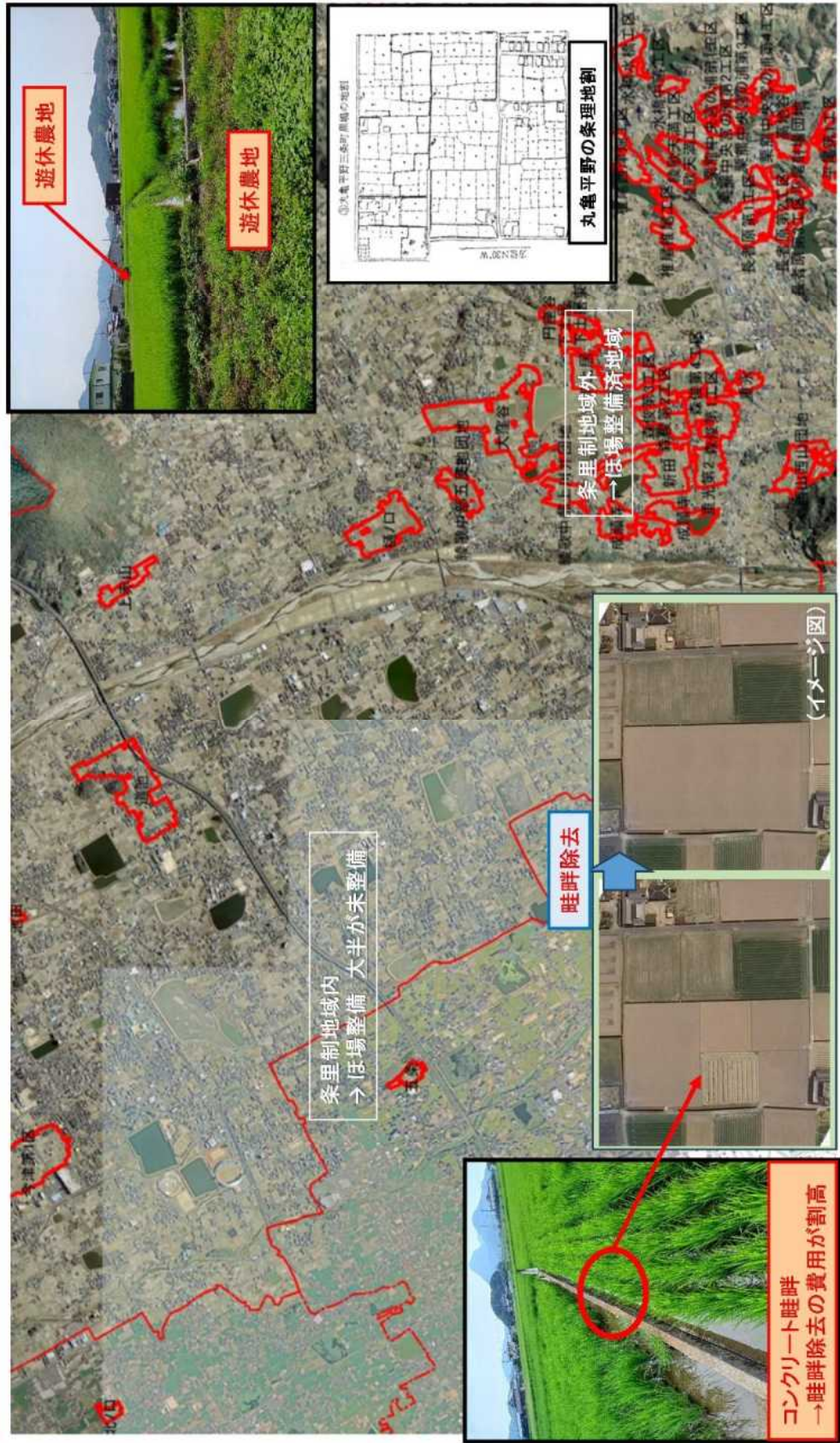


効果

- ・地域住民の日常管理により、排水路の安定した流下を確保
- ・洪水が想定される排水路を事前の補修、改修により流下能力確保

大区画化等加速化支援事業における地域の实情に即した支援

大区画化等加速化支援事業において、条里制の遺構が残る地域では大部分がコンクリート畦畔となり、畦畔除去の助成単価と実際の費用が乖離しているため、コンクリート畦畔の場合の助成単価を追い加するなど、畦畔除去等の簡易な整備による大区画化等の取組に対し、地域の实情に即した支援が必要

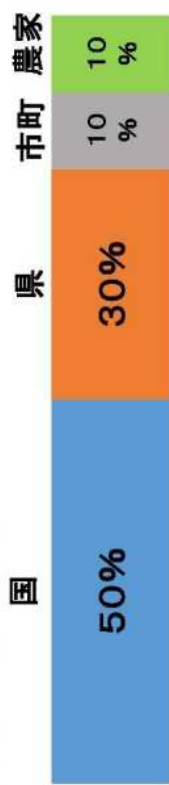


農業水利施設の老朽化対策における農家負担の軽減

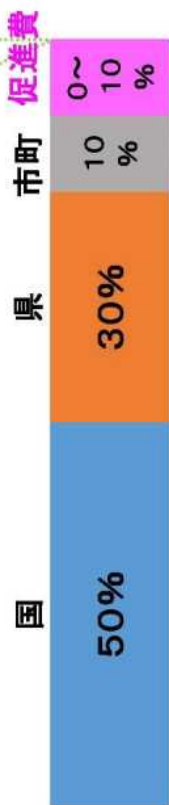
農業水利施設の老朽化対策については、農業従事者の減少や混住化の進行等により、受益農家数が減少し、事業を実施する際の一戸当たりの受益者負担が増加していることから、受益者負担の軽減を図るための新たな制度の創設が必要

【ほ場整備】

① 通常の負担割合



② 促進費の交付を受けた場合の負担割合



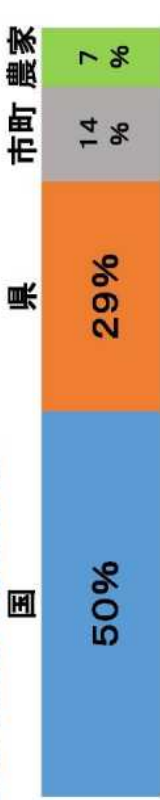
促進費：事業実施後の担い手への農地集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%~12.5%を交付
 ※促進費の負担割合：国50%、県25%、市町25%、農家0%

農家負担を軽減する制度が導入され
 ほ場整備を契機とした農地集積が増加

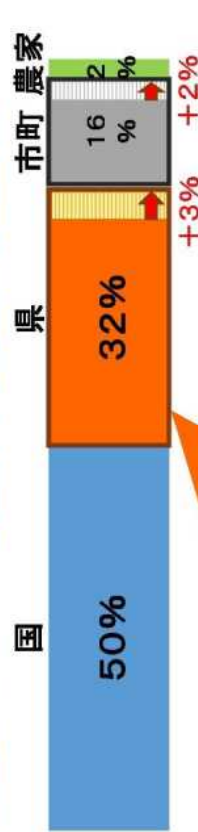
【農業水利施設】

県内8市の混住比率 88.6% (2005年) → 93.4% (2020年)

① 通常の施設の負担割合



② 水土里ビジョンに位置付ける施設の負担割合



①の場合は受益者負担の軽減が必要
 ②の場合は地財措置の拡充が必要



老朽化対策を計画的に進めるためには、
 農家負担の軽減を図る新たな制度が必要

(2) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

【提案・要望事項】

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。

【現状・課題】

- 水不足に悩まされてきた本県では、農業用水の確保に努力を重ね、全国有数の規模を誇る満濃池をはじめ、1万2千か所余のため池が築造され、その数は全国第3位、ため池密度は全国1位となっています。しかしながら、その多くは築造後200～300年が経過しています。
- 香川用水の通水後も、農業用水の過半をため池に依存しており、水資源を確保するうえで、ため池は重要な施設であるとともに、洪水の調節などにより災害を未然に防止し、また魚・昆虫・植物等の生息地として自然生態系の保全のほか、身近な水辺空間として住民に快適な環境を提供するなど、その役割は多岐にわたっています。
- 令和7年9月、政府の地震調査委員会により、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が、60%～90%程度以上に見直されるなか、本県においても震度7が予測される地域（東かがわ市、観音寺市、三豊市）があり、ため池の震災対策の重要性と緊急性が認識され、着実な対策実施が必要です。
- このようななか、昭和43年度から「老朽ため池整備促進5か年計画」を順次策定し、令和7年度までの半世紀余にわたり3,608か所の老朽ため池を整備するとともに、ため池の耐震対策として、平成26年度から61か所のため池耐震化整備に取り組んできたところです。
- また、本県では「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に沿って対策を推進しておりますが、令和2年10月に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、劣化状況の評価や、管理状況の確認を行っており、ハード対策については、劣化状況評価等による「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」

を策定し、老朽度や下流への影響度を考慮のうえ、優先度の高いため池から計画的かつ集中的なため池の整備を進めています。

- さらに、緊急に改修する必要があるため池や、国の事業要件を満たさないため池については、県単独の補助事業により、市町や土地改良区の防災対策に支援しているところ
です。
- ソフト対策については、水位計や監視カメラを設置し、豪雨や地震時にため池の状況を速やかに把握し、適切な判断や行動につなげるとともに、ため池管理者の高齢化や減少により保全管理が困難となりつつあることから、「サポートセンター」での管理状況の確認結果をため池管理者等に周知して、補修・点検等に関する指導・助言などの技術的な支援や、劣化状況評価の結果、「定期的な監視が必要なため池」においては、「サポートセンター」による定期的かつ継続的なパトロールを行うこととしております。
- しかしながら、本県は県土面積に対するため池の密度では全国一であり、ハード面での対応には長い年月を要することから、ハードとソフトの総合的なため池の防災減災対策を図る必要があります。
- このことから、「ため池工事特措法」に基づいた「防災工事等推進計画」による、令和5年度から令和12年度までの「防災重点農業用ため池」の全面改修241箇所と廃止136箇所の防災対策と併せ、水位計や監視カメラによる災害発生の未然防止や「サポートセンター」による保全管理体制強化の取組み等、ハード・ソフトの両面からため池の総合的な防災対策の計画的な実施に向けて、ため池関係の令和8年度補正以降の予算について、近年の建設資材価格や労務単価の高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算確保を要望します。
- さらに、ため池が多い本県においては、「サポートセンター」による「定期的な監視が必要なため池」におけるパトロールが本格化するなか、ため池の保全・避難対策にかかる監視・管理体制の強化に対する助成制度について、現在、助成の上限を上回る費用や、助成の対象外となる費用は、県と市町で負担しておりますが、定額助成額の上限の撤廃と、『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』の対象である個人所有のため池のうち、防災重点農業用ため池に指定されていないため池について、保全・管理体制の強化に対する支援が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

11 生産性を高める農業基盤の整備について (2)ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

所管府省 農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

関係係課 土地改良課、農村整備課

提案・要望事項

- 「ため池工事特措法」の施行に伴い「防災工事等推進計画」を策定し、計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の進捗を図るため、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保**を図ること。
- ため池の適正な管理や緊急時の避難等の対策の円滑な推進のため、**十分な予算の確保やソフト対策の充実**を図ること。

【ハード対策】

【要望】改修の必要なため池が241箇所と多数あり、「ため池工事特措法」期間内に、計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図るためには、**2倍程度にスピードアップする予算確保が必要**

前刃金工法によるため池改修



開削工法によるため池の廃止



【ソフト対策】

【要望】本県には12,186箇所のため池があり、「サポートセンター」が3,080カ所の**防災重点農業用ため池**のサポートロールや管理者への指導等を行い、適切な保全管理により災害の未然防止を図ることから、**ため池の多い県にも一律に全額支援するよう、定額助成の上限を撤廃する早期の見直しが必要**

ハザードマップ作成



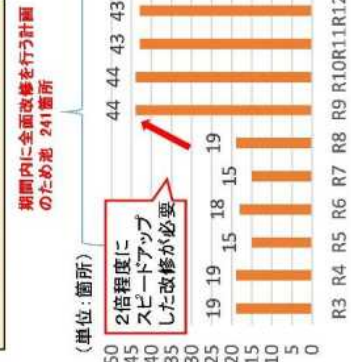
ハザードマップを活用した防災訓練



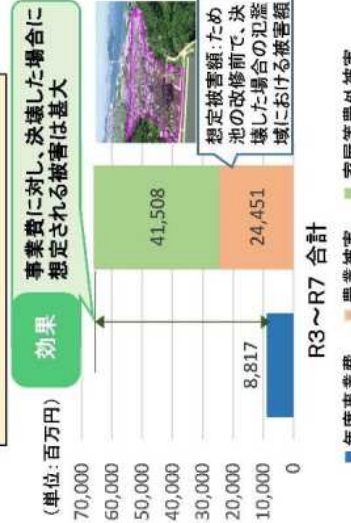
効果 全ての防災重点農業用ため池でハザードマップまたは浸水想定区域図を作成し公表

緊急時の迅速な避難には、平常時の防災訓練が有効なため予算確保が必要

ため池工事特措法期間内の防災重点農業用ため池改修箇所数



防災重点農業用ため池改修の事業費と完了地区の想定被害額



劣化状況調査



効果 未改修ため池は完了したが、全ての防災重点農業用ため池について調査する予算確保が必要

水位計・監視カメラ設置



計画278カ所のうちR7末まで122カ所完了。迅速な避難のため早急に設置できる予算確保が必要

管理状況調査・管理者指導



3,080 継続実施 保全管理状況を現地パトロールし、管理者を指導する予算確保が必要

管理者を対象とした技術講習会



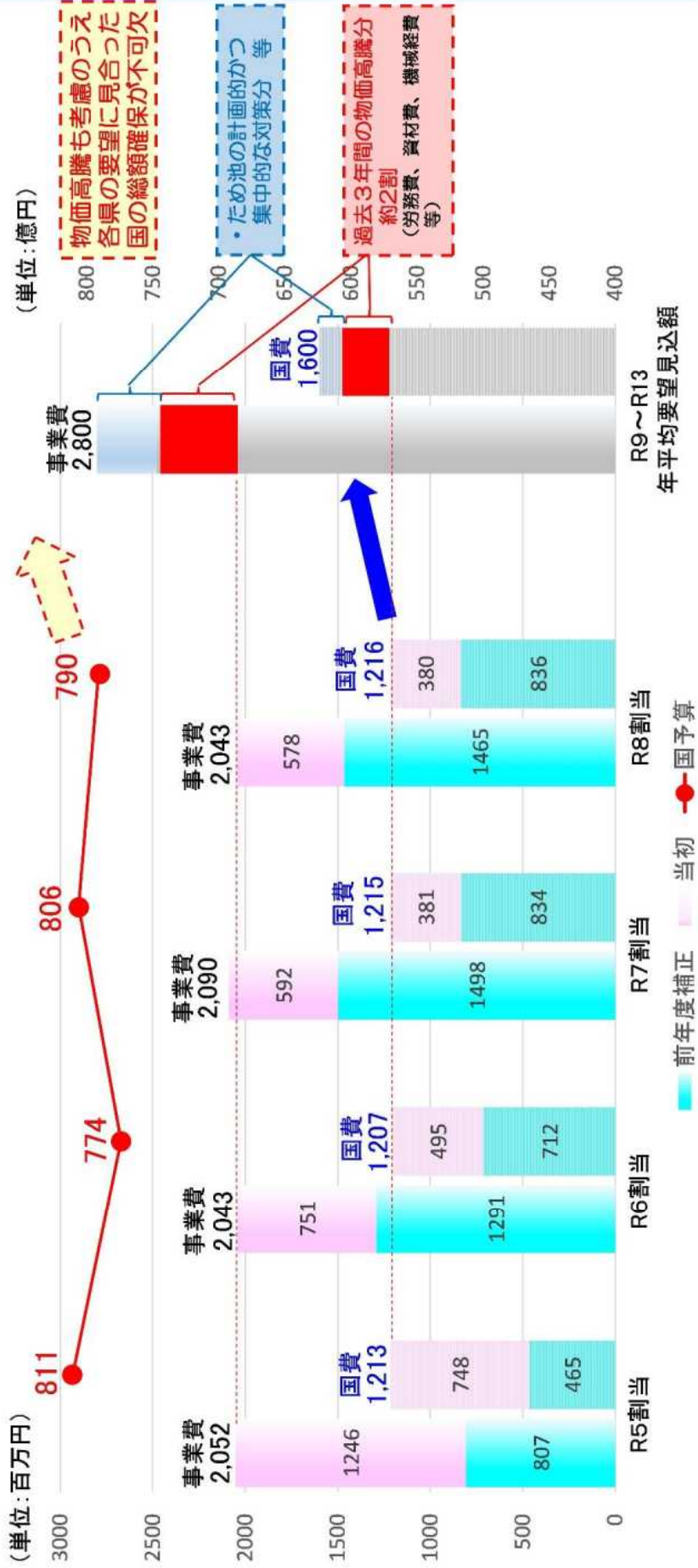
管理者に管理を技術的に指導する予算確保が必要

ため池関係予算の確保

要望

- 「ため池工事特措法」の有効期間内に老朽化した香川県の「防災重点農業ため池」の集中的かつ計画的な整備と併せ、水位計や監視カメラによる監視体制の強化や「サポートセンター」の取組等、ハード・ソフトの両面からため池の総合的な防災対策を実施していく必要があるため、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保すること。**

ため池関係予算状況(ハード・ソフト)



12 食肉処理施設の再編整備について

【提案・要望事項】

食肉処理施設の施設整備関連事業の継続及び予算を確保すること。

【現状・課題】

- 県内には3つの食肉処理施設があり、そのうち、牛と豚を処理する株式会社香川県畜産公社（以下「公社」昭和61年11月整備）及び香川県農業協同組合が運営する豚専用の大川畜産センター（昭和48年11月整備）は著しく老朽化しており、再編整備は喫緊の課題となっています。
- 令和7年2月、公社などの県内食肉関係者から県に対して、上記2か所の食肉処理施設の再編成整備に係る要望があり、令和7年12月には、畜産農家や公社、食肉関連団体から成る「坂出食肉処理施設再編整備推進協議会(コンソーシアム)」が設立され、国の令和7年度補正事業である令和7年度「畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業」に申請し、採択されたところです。
- オリーブ牛等の輸出拡大や県内の食肉の安定供給のためには、食肉処理施設の整備が必要不可欠です。上記事業については、単年度ごとの補助申請及び採択となる事業スキームであることから、引き続き、事業の継続と予算の確保を要望いたします。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

12 食肉処理施設の再編整備について

提案・要望事項

所管府省

農林水産省(畜産局)

県関係課

畜産課

○食肉処理施設の施設整備関連事業の継続及び予算の確保（事業の継続及び予算を確保すること!）

現状と課題

- 県内には3つの食肉処理施設があり、そのうち、牛と豚を処理する株式会社香川県畜産公社（以下「公社」昭和61年11月整備）及び香川県農業協同組合が運営する豚専用の大川畜産センター（昭和48年11月整備）は著しく老朽化しており、再編整備は喫緊の課題となっている。
- 令和7年2月、公社などの県内食肉関係者から県に対して、上記2か所の食肉処理施設の再編成整備に係る要望があり、令和7年12月には、畜産農家や公社、食肉関連団体から成る坂出食肉処理施設再編整備推進協議会（コンソーシアム）が設立され、国の令和7年度補正事業である令和7年度畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業に申請し、採択された。
- オリーブ牛等の輸出拡大や県内の食肉の安定供給のためには、食肉処理施設の整備が必要不可欠である。上記事業については、単年度ごとの補助申請及び採択となる事業スキームであることから、引き続き、事業の継続と予算の確保を要望する。

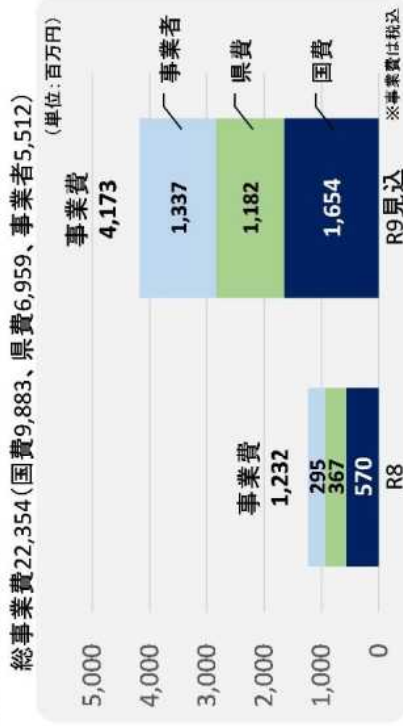
【香川県内の食肉処理施設】



【整備スケジュール】

R8	実施設計、給水施設整備
R9	大動物施設整備
R10	大動物施設整備、汚水処理施設整備、 既存施設廃棄
R11	小動物施設整備
R12	小動物施設整備、既存施設廃棄

【整備事業費】



- オリーブ牛等の輸出拡大や県内の食肉の安定供給のため、引き続き、食肉処理施設の再編整備に向けて、施設整備関連事業の継続及び十分な予算の確保を要望する。

13 商工会館の老朽化対策、耐震化対策への財政支援について

【提案・要望事項】

商工会や商工会議所が入居する商工会館の老朽化対策や耐震化対策に必要な財政支援制度を創設すること。

【現状・課題】

- 商工会館は、地域の商工業の振興とコミュニティの活性化を支える役割を担っており、中小企業や小規模事業者への経営指導や金融・税務支援を行い経営基盤を強化するほか、事業者間や住民同士の交流、情報交換を促進する場を提供し、イベントなどの企画を通じて、まちづくりの拠点としても地域の活性化を牽引しています。
- さらに、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時には、商工会館は地域の事業者の被害状況の把握や被災事業者の相談対応、復旧支援の拠点としての役割のほか、炊き出しや物資提供等の地域住民への支援拠点としても機能することが期待されています。
- こうしたなか、香川県内の15商工会及び6商工会議所が所有する26棟の商工会館のうち14棟が耐震化されておらず、また、耐震基準を充たす商工会館においても8棟が築35年以上経過して老朽化が進んでおり、早急な建替えが必要となっています。
- しかしながら、商工会館の建替えには多額の費用が必要となり、小規模事業者が主たる構成員である商工会や商工会議所は財政力に乏しく、資金手当てが困難な状況です。
- このような商工会館の公益的な役割や商工会・商工会議所の財政基盤の構造的な脆弱性に鑑みると、商工会館の老朽化対策や耐震化対策としての建替えのための財政支援制度が必要です。

【所管府省】 経済産業省（経済産業政策局）、中小企業庁（経営支援部）

【県関係課】 経営支援課

13 商工会館の老朽化対策、耐震化対策への財政支援について

所管府省

経済産業省、中小企業庁

県関係課

経営支援課

提案・要望事項

○ 商工会や商工会議所が入居する商工会館の老朽化対策や耐震化対策に必要な財政支援制度を創設すること。

現状と課題

- 商工会館は、地域の商工業の振興とコミュニティの活性化を支える役割を担っており、中小企業や小規模事業者への経営指導や金融・税務支援を行うほか、事業者間や住民同士の交流、情報交換を促進する場を提供し、まちづくりの拠点として地域の活性化を牽引している。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時には、地域の事業者の被害状況の把握や被災事業者の相談対応、復旧支援の拠点となり、地域住民への支援拠点としても機能することが期待されている。
- 香川県内の15商工会及び6商工会議所が所有する26棟の商工会館のうち14棟が耐震化されておらず、また、耐震基準を充たす商工会館においても8棟が築35年以上経過して老朽化が進んでおり、早急な建替えが必要。
- 商工会館の建替えには多額の費用が必要となり、小規模事業者が主たる構成員である商工会や商工会議所は財政力に乏しく、資金手当てが困難な状況である。



公益的な役割＋財政基盤の構造的な脆弱性
財政支援制度が必要

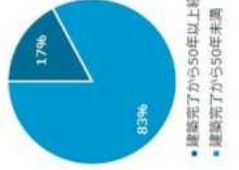
県内商工会館の耐震状況

	新耐震基準	旧耐震基準	計
自己所有	12 (うち築35年以上 8)	14	26
借用	6	1	7
計	18	15	33

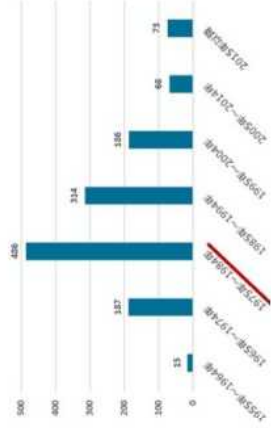
全国の会館の状況

既に耐用年数(50年)を超過している会館が2割弱存在。1960～1980年代に建築完了した会館が多く、これから耐用年数を超過した会館が今後増加していく見込み。

現在所有している会館が建築完了から50年以上経過しているか (%) (n=1333)



現在所有している会館の建築完了年の分布 (件) (n=1329)



出典：「商工会・商工会議所の会館における老朽化と耐震対策補助金活用状況(中小企業庁)2025年8月」から香川県作成